

事業契約書（案）

1 事業名 (仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業

2 事業の場所 千葉県松戸市下矢切地先

3 事業内容 (1) 排水処理施設の整備等
(2) 排水処理施設の維持管理及び運営

4 事業期間 平成 17 年〇月〇日から
平成 39 年 9 月 30 日まで

5 契約金額

(1) 排水処理施設の整備等に係る対価

ア 新施設建設工事費に係る対価

新施設建設工事に係る対価（元金相当額）〇〇円とこれに係る金利相当分の合計

イ 既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価

既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事に係る対価（元金相当額）〇〇円とこれに係る金利相当分の合計

ウ 既存の脱水設備等の撤去費に係る対価

既存の脱水設備等の撤去に係る対価（元金相当額）〇〇円とこれに係る金利相当分の合計

なお、上記ア～ウにおける金利は、ロンドンにおける銀行間取引金利である 6 か月物円変動金利を 5 年物円固定金利（ただし、イの初めの 3 年については 3 年物固定金利、ウの初めの 4 年については 4 年固定金利）に交換する際の金利を基準金利とし、〇%を上乗せするものとする。基準金利は、平成 19 年度、平成 24 年度、平成 29 年度、及び平成 34 年度に改定を行う。なお、かかる改定は添付の（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業契約約款（以下「約款」という。）別紙 10 に記載の方法で行われるものとする。

(2) 排水処理施設の維持管理及び運営（発生土再生利用業務を除く）に係る対価

平成 19 年度	〇〇円に改定率を乗じた額の 2 分の 1
平成 20 年度	〇〇円に改定率を乗じた額

平成 21 年度から平成 28 年度まで 排水処理施設の維持管理及び運営（発生土再生利用業務を除く）に係る対価に改定率を乗じた額

平成 29 年度 排水処理施設の維持管理及び運営（発生土再生利用業務を除く）に係る対価に改定率を乗じた額の 2 分の 1 に、△△円に改定率を乗じた額の 2 分の 1 を加えた額

平成 30 年度から平成 38 年度まで △△円に改定率を乗じた額

平成 39 年度 △△円に改定率を乗じた額の 2 分の 1

なお、かかる改定は、添付の約款別紙 10 に記載の方法で行われるものとする。
上記の改定率についても別紙 10 を参照のこと。

(3) (2) のうち発生土再生利用業務に係る対価

ア 発生土搬出・運搬に係る対価

平成 19 年度から平成 39 年度まで 再生利用した発生土 1 トン当たり単価〇〇円に改定率及び再生利用量を乗じた額

なお、かかる改定は、添付の約款別紙 10 に記載の方法で、別紙 10 の別添変更契約書の様式により行われるものとする。

イ 発生土再生利用に係る対価

平成 19 年度から平成 39 年度まで 再生利用した発生土 1 トン当たり単価〇〇円に再生利用量を乗じた額

なお、再生利用した発生土 1 トン当たり単価は、5 年ごとに改定を行うことができる（かかる改定は、添付の約款別紙 10 別添の変更契約書によって行われるものとする。）。

ウ 発生土管理に係る対価

平成 19 年度 〇〇円に改定率を乗じた額の 2 分の 1

平成 20 年度から平成 38 年度まで 〇〇円に改定率を乗じた額

平成 39 年度 〇〇円に改定率を乗じた額の 2 分の 1

なお、かかる改定は、添付の約款別紙 10 に記載の方法で行われるものとする。

(4) 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、(1)（ただし、金利相当分を除く。）、(2) 及び (3) の合計額に消費税率を乗じた額とする。

6 支 払 条 件 約款別紙 9 に記載のとおり

7 契約保証金 ○○円

ただし、約款第 78 条第 2 項の規定により免除が認められる場合はこの限りではない。

8 支払場所 ○○○○

上記事業について発注者である千葉県と事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を 2 通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号
発注者 千葉県
千葉県水道局長 ○○○○ 印

(住所)
事業者 ○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
契約約款 (案)

平成 年 月 日

千葉県
〇〇株式会社

目 次

第1章	用語の定義.....	5
第1条	(定義)	5
第2章	総則.....	9
第2条	(目的)	9
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	9
第4条	(本件事業の概要)	9
第5条	(事業者)	9
第6条	(事業者の資金調達)	10
第7条	(建設用地及び用地使用)	10
第8条	(許認可、届出等)	10
第9条	(事業に必要なユーティリティの調達)	10
第3章	新施設の設計	10
第10条	(全体工事工程表)	10
第11条	(整備に係る各種調査)	10
第12条	(新施設の設計)	11
第13条	(設計進捗状況の報告)	11
第14条	(設計業務の完了届)	11
第15条	(設計図書の変更)	12
第16条	(設計図書及び竣工図書等の著作権)	13
第4章	新施設の建設	13
第1節	総則.....	13
第17条	(新施設の建設)	13
第18条	(施工計画書)	13
第19条	(工事監理者の設置)	14
第20条	(建設期間中の第三者の使用)	14
第21条	(建設に伴う近隣対策)	15
第22条	(工事現場における安全管理)	15
第2節	千葉県による確認等.....	15
第23条	(千葉県による説明要求及び建設現場立会い)	15
第24条	(工事の一時中止)	16
第3節	建設期間の変更.....	17
第25条	(建設期間の変更)	17
第4節	損害等の発生	17
第26条	(設計・建設期間中に第三者に生じた損害)	17
第27条	(新施設の整備について事業者が生じた損害等)	18
第5章	既存施設に付属する設備の更新等	18
第28条	(既存施設に付属する設備の更新等)	18
第29条	(設計及び建設に係る規定の準用)	18
第6章	新施設及び更新施設の完工及び引渡し	18

第1節	新設施設の完工	18
第30条	(事業者による完成検査等)	18
第31条	(許認可取得及びこれに伴う検査の完了並びに維持管理・運営体制の確保)	19
第32条	(千葉県による新設施設の完工確認)	19
第33条	(千葉県による完工確認通知書の交付)	20
第2節	新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転	20
第34条	(事業者による引渡し及び所有権の移転)	20
第35条	(瑕疵担保)	20
第3節	既存施設に付属する設備の更新等	21
第36条	(既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事への準用)	21
第7章	脱水設備等の撤去等	21
第37条	(既存脱水設備等の撤去等)	21
第38条	(撤去等工事計画)	21
第39条	(撤去完了確認)	22
第40条	(千葉県による撤去完了確認通知書の交付)	22
第41条	(建設等に係る規定の準用)	22
第8章	全体施設の維持管理・運営	22
第1節	総則	23
第42条	(全体施設の維持管理・運営)	23
第43条	(維持管理・運営仕様書)	23
第44条	(維持管理・運営業務計画書)	24
第45条	(維持管理・運営期間中の第三者の使用)	24
第46条	(維持管理・運営開始の遅延又は繰り上げ)	25
第47条	(維持管理・運営に伴う近隣対策)	26
第2節	全体施設の維持管理・運営	26
第48条	(全体施設の修繕及び機器の更新)	26
第49条	(汚泥の受け入れ)	26
第50条	(上澄水の返送)	27
第51条	(発生土の再生利用)	27
第52条	(健康診断の実施)	27
第3節	損害等の発生	27
第53条	(維持管理・運営期間中に第三者に及ぼした損害)	27
第54条	(維持管理・運営業務について事業者が生じた損害等)	27
第4節	千葉県によるモニタリング	27
第55条	(業務報告書等の提出)	28
第56条	(モニタリングの実施)	28
第5節	サービス購入料の支払	29
第57条	(サービス購入料の支払)	29
第58条	(サービス購入料の減額・支払い停止)	29
第59条	(サービス購入料の返還)	29

第60条（権利の処分についての千葉県の承認）	30
第9章 契約期間及び契約の終了	30
第1節 契約期間	30
第61条（契約期間）	30
第2節 契約終了に際しての処置	30
第62条（維持管理・運営に必要な資料の提出）	30
第63条（施設の状態の検査）	31
第64条（物件等の処置）	31
第3節 事業者の債務不履行による契約終了	31
第65条（事業者の債務不履行による契約終了）	31
第66条（引渡し・所有権移転前の解除）	32
第67条（引渡し・所有権移転後の解除）	33
第4節 千葉県の事由による契約終了	34
第68条（千葉県の公益上の事由による契約終了）	34
第69条（千葉県の債務不履行による契約終了）	35
第70条（保全義務）	35
第71条（出来形部分の所有権の移転）	35
第10章 法令変更	35
第72条（法令変更への対応）	35
第73条（協議）	36
第74条（法令変更による契約の終了）	36
第11章 不可抗力	36
第75条（不可抗力への対応）	36
第76条（協議）	37
第77条（不可抗力による契約の終了）	37
第12章 保証	37
第78条（保証）	37
第13章 その他	38
第79条（公租公課の負担）	38
第80条（契約上の地位等の処分）	38
第81条（新株の第三者割り当て）	38
第82条（事業者の合併・解散に対する制約）	38
第83条（工業所有権）	38
第84条（財務書類の提出）	39
第85条（秘密保持）	39
第86条（事業者の兼業禁止）	39
第87条（遅延利息）	39
第88条（準拠法）	39
第89条（請求、通知等の様式その他）	40
第90条（解釈）	40
第91条（関係者協議会）	40

第92条（管轄裁判所）	40
別紙1 事業日程（第4条、第25条第2項、第28条、第34条第1項、第37条、 及び第46条第4項関係）	41
別紙2 設計に係る提出書類（第1条第32号及び第14条第1項関係）	42
別紙3 事業者等が付保する保険（第26条第3項関係）	43
別紙4 竣工時及び撤去完了時の提出書類（第1条27号、第32条第9項、第33条 第1項及び第40条関係）	44
別紙5 不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第15条第3項、第24 条第2項、第25条第3項、第27条第1項、第46条第2項、第54条第1 項、第76条台項及び第76条第3項関係）	45
別紙6 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担（第15条第3項、第24 条第2項、第25条第3項、第27条第3項、第46条、第54条第3項、第 73条及び第73条3項関係）	46
別紙7 目的物引渡書（第34条第1項関係）	47
別紙8 返送水等の条件（第50条第2項関係）	48
別紙9 サービス購入料について（第57条関係）	49
別紙10 サービス購入料の改定について（第57条関係）	53
別紙11 サービス購入料の減額及び支払い停止について（第58条関係）	59
別紙12 出資者保証書（第81条第1項関係）	64

〔 〕（以下「事業者」という。）と千葉県は、（仮称）江戸川
浄水場排水処理施設整備等事業（以下「本件事業」という。）に関して、施設の整備等及び
維持管理・運営業務に係る契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、新設施設の維持管理・運営の開始日から契約終了日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理・運営業務」とは、全体施設の維持管理及び運営に係る以下の業務をいう。
 - ア 全体施設の維持管理業務
 - イ 排水処理業務
 - ウ 上澄水の返送業務
 - エ 発生土再生利用業務
- (3) 「維持管理・運営業務計画書」とは、事業者が維持管理・運営仕様書に基づいて作成する各事業年度の維持管理・運営業務についての計画書をいう。
- (4) 「維持管理・運営仕様書」とは、事業者が、本契約、入札説明書等及び提案書に基づいて作成する仕様書で、業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確に示した文書をいう。
- (5) 「維持管理業務」とは、施設の性能等の状態を保ち、その機能が充分発揮されるよう機構や組織をはたかせるための関連業務の一切をいう（清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）の他、全体施設の修繕及び新設・既存の機器更新を含む。）。
- (6) 「上澄水」とは、汚泥濃縮のための沈でん操作により固形成分と分離された清澄な水をいう。
- (7) 「上澄水槽」とは、上澄水を一時貯留して、浄水処理に支障を与えないように量的な変化を平準化し、新設沈砂池へ返送する施設（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む。）をいう。
- (8) 「上澄水の返送業務」とは、上澄水を返送水管により常時平準化して新設沈砂池へ返送（緊急時は坂川に放流）する業務をいう。
- (9) 「汚泥」とは、排水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいう。
- (10) 「オペレーションマニュアル」とは、全体施設の運転マニュアル（個別の機器及び施設全体の運転マニュアルをいう。また、その後の修正を含む。）その他の全体施設を維持管理・運営するために必要な一切の資料をいう。
- (11) 「管路」とは、全体施設を構成する個々の施設間等で汚泥や上澄水等を送る連絡管で、当該管路を構成する弁類・メータ等の一切を含むものをいう。

- (12) 「既存管路」とは、本件事業の開始時点で使用中の連絡管をいう。なお、管路（送泥管及び返送水管）の責任分界点は、次のとおりとする。（仮称）江戸川浄水場からの送泥管の責任分界点については、事業用地内直近に千葉県が整備した管と事業者が接続した箇所とする。栗山浄水場からの送泥管は千葉県の責任範囲とする。新設沈砂池への返送水管の責任分界点については、事業用地内に千葉県が整備した管と事業者が接続した箇所とする。坂川への放流管は、千葉県の責任範囲とする。
- (13) 「既存施設」とは、本契約締結時点で既に整備されている低濃度汚泥を処理する排水排泥池、濃縮槽、上澄水槽及び既存 2 拡系沈砂池を転用する上澄水槽、並びに要求水準書に示す事業用地内の管路及び受電設備の総称をいう。
- (14) 「既存施設に付属する設備等の更新等」とは、継続使用する既存施設に付属する設備の更新、施設転用に伴う設備の設置及びその他維持管理・運営業務に必要な改良をいう。
- (15) 「協力会社」とは、構成員会社以外の者で、事業開始後、事業者から本件事業にかかる業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者として、当該応募企業又は応募グループの入札時の提案書に特定された企業をいう。
- (16) 「建設期間」とは、工事開始日から全体施設の維持管理・運営開始の日までの期間をいう。
- (17) 「後期」とは、別紙 1 に定める送泥条件の変更予定日から事業期間の終了日までの期間をいう。
- (18) 「工事開始日」とは、全体工事工程表において定められた本件工事を開始する日をいう。
- (19) 「更新施設」とは、事業者が既存施設を維持管理及び運営するために更新する、既存濃縮槽の掻き寄せ機、ポンプ、配管等の総称をいう。
- (20) 「構成員会社」とは、提案書及び基本協定書に記された、〇〇株式会社への出資者のことをいう。
- (21) 「固形物発生量」とは、汚泥を乾燥(含水率 0%)したときの重量をいう。
- (22) 「サービス購入料」とは、別紙 9 の定めに従い、本契約に基づく事業者の債務の履行に対し、千葉県が支払う対価をいう。
- (23) 「再生利用」とは、発生土を製品等の原材料等の有用物とするための必要な処理を行い利用することをいう。
- (24) 「事業者」とは、千葉県と本契約を締結し、本件事業を遂行する者をいう。
- (25) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。
- (26) 「事業用地」とは、要求水準書別図 1 に示す（仮称）江戸川浄水場排水処理施設配置図において特定された、本件事業が履行される場所をいう。
- (27) 「修繕」とは、施設の性能もしくは機能を要求水準書及び提案書の要件を維持するために必要な維持管理・修繕のことをいう。
- (28) 「受電設備」とは、電力会社から電気を受電する設備で、必要とする電圧に変電し、各施設に供給するために必要な一切の関連機器等をいう。
- (29) 「竣工図書」とは、本件建設工事又は本件更新工事の完了時に事業者が作成する別紙 4 に記載する書類・図書等をいう。

- (30) 「消費税相当額」とは、排水処理施設の整備等に係る対価から、金利相当分を除く額に係る消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。
- (31) 「新設施設」とは、事業者が建設する高濃度汚泥を処理する新設濃縮施設、低濃度汚泥及び高濃度汚泥それぞれの濃縮汚泥を処理する新設脱水施設、管路並びに受電設備の総称をいう。
- (32) 「整備等業務」とは、次の業務をいう。
- ア 新設施設の設計及び建設
 - イ 既存施設に付属する設備の更新等
 - ウ 既存の脱水設備等の撤去
 - エ 工事監理、各種許認可申請等業務
 - オ 新設施設及び更新施設の引渡し及び所有権移転のための手続き
- (33) 「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から全体施設の維持管理・運営業務開始の日までの期間をいう。
- (34) 「設計図書」とは、事業者が作成した別紙 2 記載の図書等（第 15 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
- (35) 「前期」とは、本契約の締結日から別紙 1 に定める送泥条件の変更予定日までの期間をいう。
- (36) 「全体施設」とは、新設施設、既存施設、及び更新施設の総称をいう。
- (37) 「全体工事工程表」とは、本契約の締結日から新設施設の引渡し及び所有権移転、既存施設に付属する設備の更新等に必要工事の完了、既存の脱水設備等の撤去に必要な工事の完了に至る工程を示した表をいう。
- (38) 「送泥」とは、浄水処理工程において発生する汚泥を管路を通じて濃縮施設まで移送することをいう。なお、低濃度汚泥は自然流下方式で、高濃度汚泥はポンプ圧送方式で移送する。
- (39) 「その他維持管理・運営に必要な改良」とは、事業者が既存施設や新設施設を維持管理及び運営するために必要な改良を行うことをいう。（ポンプ配管等を新しい設備に更新するための工事を含む。）
- (40) 「脱水機棟」とは、脱水設備を納める建物で、当該建物に附帯する電気・機械・衛生設備等の一切を含むものをいう。
- (41) 「脱水処理」とは、汚泥の運搬、取扱い、処分を容易にするため、汚泥の水分（含水率）を減少させ、ケーキとする処理をいう。
- (42) 「脱水施設」とは、脱水処理を行う濃縮槽にて濃度を高めた汚泥からさらに水分を減少させ、ケーキとする施設で、脱水設備及び脱水機棟の総称をいう。
- (43) 「脱水設備」とは、脱水機（濃縮槽からの汚泥の水分（含水率）をさらに減少させ、ケーキ状にする機械）、乾燥設備、搬送設備、場内ケーキ貯留設備、熱源設備、その他付帯設備の総称をいう。
- (44) 「沈砂池」とは、浄水処理のために取水した原水とともに流入した砂を沈降除去するための施設（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む。）をいう。

- (45) 「提案書」とは、応募企業又は応募グループが千葉県に提出した応募提案、その他の応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (46) 「入札説明書等」とは、本件事業に関し平成16年7月6日に公表された入札説明書本編、付属資料（業務要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記述要領等）、本件入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する千葉県の回答を記載した書面の総称をいう。
- (47) 「濃縮施設」とは、浄水場から送泥された汚泥の濃度を高めるための一連の施設で、排泥池、排水排泥池、濃縮槽等の総称をいう。
- (48) 「濃縮槽」とは、排泥池又は排水排泥池からの汚泥を受け入れ、圧密沈降により固液分離を行い、汚泥の濃度を高め、以降の脱水処理工程において脱水効率を高めるための施設（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む。）をいう。
- (49) 「排水処理業務」とは、浄水処理工程からの排泥を受け入れ、受け入れた汚泥を上澄水と分離し、発生土を生成する業務をいう。
- (50) 「排水処理施設」とは、本事業において排水処理業務を行う施設全般のことをいう。
- (51) 「排水排泥池」とは、低濃度汚泥を受入れる既存の施設をいう。
- (52) 「排泥池」とは、浄水場からの送泥は、間欠的でしかも量的に一定しないため、一時貯留して質的、量的に時間的变化を調整し、濃縮工程以降で一定の処理が行えるようにするための施設（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む。）をいう。
- (53) 「発生土」とは、汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいう。
- (54) 「発生土再生利用業務」とは、以下の業務をいう。
- ア 発生土管理業務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管業務)
 - イ 発生土搬出業務
 - ウ 発生土再生利用業務
- (55) 「不可抗力」とは、千葉県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（本件入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）又は通常の見込み可能な範囲内であっても回避可能性がないものなどをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。
- (56) 「返送水等」とは、沈砂池に返送される上澄水（ただし、事故時等は坂川に放流する）のことをいう。
- (57) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指すものとする。
- (58) 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- (59) 「本件建設工事」とは、本件事業に関し設計図書に従った新施設の建設工事をいう。
- (60) 「本件建設工事費等」とは、別紙9の表A-4におけるI排水処理施設整備等の費用に係る対価（①新施設建設工事費、②既存施設に付属する設備の更新等に必要な

工事費、③既存の脱水設備等の撤去費、の合計)のことを指す。

(61) 「本件工事」とは、本件建設工事、本件更新工事、及び本件撤去工事の総称をいう。

(62) 「本件更新工事」とは、本件事業に関し設計図書に従った既存施設に付属する設備の更新等に必要工事を行う。

(63) 「本件事業」とは、事業者の行う次の業務をいう。

ア 新施設及び更新施設の整備等業務

イ 全体施設の維持管理・運営業務

(64) 「本件撤去工事」とは、本件事業に係る既存の脱水設備等の撤去に必要な工事を行う。

(65) 「要求水準書」とは、入札説明書等の付属資料として示された、千葉県が本事業において事業者に対して求める事業実施条件、サービスの内容及び水準を記した図書のことをいう。

(66) 「仕様概要書」とは、千葉県と事業者が、基本協定締結後事業契約締結時までの間に、要求水準書及び提案書に基づき、施設の仕様の概要、維持管理・運営の仕様の概要について確認する図書等のことをいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、千葉県及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本件事業が水道施設（浄水場排水処理施設）としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 千葉県は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本件事業の概要)

第4条 事業者は、本契約に基づき、別紙1に定める事業日程に従い、本件事業を実施するものとする。

2 千葉県は、事業者が提供する前項に規定する業務を一体のものとして認識し、事業者が提供するサービスとして購入する。

3 事業者は、本件事業を、本契約、入札説明書等及び提案書に従って遂行しなければならない。

(事業者)

第5条 事業者は、本件事業の遂行を目的として商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき設立される株式会社とし、本店所在地は千葉県内に置くものとする。

(事業者の資金調達)

第6条 本件事業の実施に係る一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。また、本件事業に係る事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

(建設用地及び用地使用)

第7条 千葉県は、本契約の締結日をもって、事業用地を無償で事業者に供するものとする。

2 事業者は、本契約の終了日をもって、事業用地を千葉県に明け渡すものとする。

3 事業者は、契約期間中、事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 事業者は、事業用地を本件事業実施のため占用して使用できるほか、本件事業を実施する上で必要な範囲において、千葉県の管理に係る通路部分について通行及び地中部分における管路の設置などの合理的な使用ができる。

(許認可、届出等)

第8条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任と費用において提出するものとする。ただし、千葉県が取得・維持すべき許認可及び千葉県が提出すべき届出はこの限りでない。

2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、千葉県に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 千葉県は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得・維持及び、届出の提出に必要な資料の提供その他について協力する。

4 事業者は、千葉県からの要請がある場合は、千葉県による許認可の取得・維持及び、届出の提出に必要な資料の提供その他について協力する。

(事業に必要なユーティリティの調達)

第9条 事業者は、本件事業に伴い要する電力、上下水道、ガス、電話等のユーティリティを、自己の責任において調達するものとする。千葉県は、合理的な範囲においてこれに費用負担以外の協力をするものとする。

第3章 新設施設の設計

(全体工事工程表)

第10条 事業者は、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、千葉県と協議の上、全体工事工程表を作成し、本契約締結後 14 日以内に千葉県に提出する。また、事業者は、千葉県に提出した全体工事工程表を変更するときは、理由を付して速やかに千葉県にこれを再提出した上で、協議を行うものとする。

(整備に係る各種調査)

第11条 千葉県は、入札説明書等にその結果が添付された測量又は地質調査その他の調査に誤りがあった場合は、これに起因して事業者が生じる合理的な増加費用及び損害を負担するものとする。

2 事業者は、必要に応じて、新設施設の整備のための測量又は地質調査その他の調査を自らの責任と費用により行い、当該調査の不備や誤り、及び調査を行わなかったことに起因する増加費用を負担するものとする。

3 事業者は、前項に基づいて調査等を実施する場合には、千葉県に事前に通知するものとする。

（新設施設の設計）

第12条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体工事工程表に基づき、自らの責任と費用において新設施設の設計を行う。

2 事業者は、設計の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に委託することができる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託しようとするときは、委託発注する前にかかる第三者の商号、住所その他千葉県が求める事項を記載した書面を千葉県に提出し、かつ、千葉県から承認の通知を受けなければならない。千葉県は合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

3 事業者は、前項の書面の提出後 14 日以内に千葉県から前項の通知がない場合は、千葉県が承認したものみなすことができる。

4 前2項の規定は、設計業務の全部又は一部を受託した者（以下、「設計受託者」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託しようとするときに準用する。

5 設計受託者及び設計受託者からの受託者（以下、総称して「設計受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 設計受託者等に係る何らかの紛争等に起因して設計及び本件建設工事に支障が生じた場合において、千葉県又は事業者が負担することとなる合理的な増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

（設計進捗状況の報告）

第13条 事業者は、当月分の設計の内容及び進捗状況について、翌月 7 日までに千葉県に対して報告するものとする。

2 千葉県は、設計の内容及び進捗状況に関して、適宜事業者に対して説明を求め、協議を行うことができる。

（設計業務の完了届）

第14条 事業者は、基本設計完了後（実施設計完了後においても同様とする。）、速やかに各々別紙 2 の設計図書を千葉県に提出し、千葉県から確認の通知を受けなければ、次の工程に進むことができない。

- 2 千葉県は、事業者から提出された設計図書が、本契約、入札説明書等又は提案書に示された内容及び水準に適合していないことが判明した場合、事業者による設計図書提出後 14 日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。
- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の費用負担において速やかに不適合を是正し、千葉県の確認を得なければならない。ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該箇所が千葉県の指示に従ったことにより生じた等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら千葉県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する。
- 5 第 3 項の規定に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正された設計図書の提出を第 1 項の基本設計又は実施設計に係る設計図書の提出とみなして、前 4 項の規定を適用する。ただし、第 2 項に規定する期間の定めは適用せず、千葉県は是正された設計図書の受領の後、速やかに確認のための検討を実施するものとする。
- 6 事業者は、設計図書提出後 14 日以内に千葉県から第 2 項の通知がない場合は、第 1 項の確認の通知がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
- 7 千葉県は、前条の規定に基づいて報告や説明を受け協議を行ったこと、本条第 1 項に規定する設計図書を受領し確認の通知を行ったこと、事業者に対して第 2 項の是正の通知を行ったこと、又は第 3 項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、設計の全部又は一部について何らの責任を負担しない。

（設計図書の変更）

- 第15条 千葉県は、本件建設工事開始前及び建設期間中において必要があると認めるときは、以下に定める手続に従い、確認後の設計図書の変更を求めることができる。
- (1) 千葉県は、事業者に対して変更内容及び変更の必要性を記載した書面を交付する。
 - (2) 事業者は、千葉県から前号の書面を受領した後 14 日以内に、千葉県に対してかかる設計図書の変更に伴い事業者が生ずる費用の増減及び損害の見積り、工期の延長その他本件事業の実施に与える影響の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。
 - (3) 千葉県は、前号の検討結果を踏まえて、事業者と協議の上、設計変更を実施する可否かを 14 日以内に事業者に通知するものとし、事業者はこれに従う。
- 2 千葉県及び事業者は、前項の設計変更に伴って、事業者の事業に係る費用が増減し、又は事業者が損害を被る場合は、以下の措置をとるものとする。
- (1) 千葉県が、千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越えて設計変更を求めた場合で、整備等業務に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときには、サービス購入料のうち新設施設の整備等に係る対価を増加させるものとする。
 - (2) 整備等業務に係る事業者の費用が減少するときには、サービス購入料のうち新設施設の整備等に係る対価を減少させることができる。

- (3) 千葉県が、千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越えて設計変更を求めた場合で、維持管理・運営業務に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときには、サービス購入料のうち維持管理・運営業務に係る対価を増加させるものとする。
 - (4) 維持管理・運営業務に係る事業者の費用が減少するときには、サービス購入料のうち維持管理・運営業務に係る対価を減少させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本条に基づく設計変更が不可抗力による場合、事業者に発生する合理的な増加費用及び損害の負担については別紙 5 により、法令変更による場合は法令変更の内容に応じて別紙 6 によるものとする。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

(設計図書及び竣工図書等の著作権)

- 第16条 千葉県は、設計図書及び竣工図書その他本契約に関して千葉県の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）について、本件事業の実施に必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利は、新設施設の維持管理に必要な範囲で本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ千葉県の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は新設施設の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない）。
 - (3) 新設施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。
- 3 事業者は、千葉県による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。
- 4 事業者は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその合理的な損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第4章 新設施設の建設

第1節 総則

(新設施設の建設)

- 第17条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体工事工程表に基づき、自らの責任と費用において、新設施設を建設期間内に完成の上、千葉県に引き渡し、その所有権を移転するものとする。

(施工計画書)

第18条 事業者は、全体工事工程表に定められた日程に従って、本契約、入札説明書等、及び提案書に基づき、施工計画書を作成し、千葉県に提出する。また、事業者は千葉県に提出した施工計画書に変更が生じた場合は速やかに千葉県にこれを再提出する。

- 2 事業者は、全体工事工程表に定められた日程に従って、全体工事工程表に記載された日程に従って詳細な月間工事工程表を作成し千葉県に提出する。また、事業者は、千葉県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに千葉県にこれを再提出する。
- 3 仮設、施工方法その他の本件建設工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 4 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、千葉県の要求があった際には速やかに開示しなければならない。

(工事監理者の設置)

第19条 事業者は、自己の責任と費用において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に規定する工事監理者を設置し、工事開始日までに千葉県に対して書面により通知する。

- 2 事業者は、建設期間中、工事監理者をして当月分の工事の内容及びその進捗状況について、翌月 7 日までに千葉県に対して報告させるものとする。
- 3 千葉県は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件建設工事に係る報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件建設工事に係る報告を行わせるよう求めることができる。

(建設期間中の第三者の使用)

第20条 事業者は、本件建設工事の施工の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に請け負わせることができる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとする場合には、工事開始日の 30 日前までに、かかる第三者の商号、住所その他千葉県が求める事項を記載した書面を千葉県に提出し、かつ、千葉県から承認の通知を受けなければならない。千葉県は、合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

- 2 事業者は、前項の書面の提出後 14 日以内に千葉県から前項の通知がない場合は、千葉県が承認したものみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、本件建設工事の施工の全部又は一部を請け負った第三者（以下、「工事請負人」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとするときに準用する。
- 4 千葉県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及びその他施工体制に係る事項について報告を求めることができる。
- 5 工事請負人及び下請人（以下、総称して「工事請負人等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 工事請負人等に係る何らかの紛争等に起因して本件建設工事に支障が生じた場合において、千葉県又は事業者が負担することとなる合理的な増加費用及び損害については、

すべて事業者が負担するものとする。

（建設に伴う近隣対策）

第21条 千葉県は、工事開始日までに、自らの責任と費用において、近隣住民に対し本件事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする（以下「近隣説明」という。）。

- 2 事業者は、前項の近隣説明の実施のために必要な協力を行うものとする。
- 3 事業者は、自己の責任と費用において、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む）、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等その他の本件建設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対策（本件建設工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件建設工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。以下「近隣対策」という。）を実施する。
- 4 事業者は、前項の近隣対策の実施について、千葉県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 5 千葉県は、第3項の近隣対策の実施のために必要な協力を行うものとする。

（工事現場における安全管理）

第22条 事業者は、事業者の責任及び費用において工事現場における安全管理及び警備等を行うものとする。

第2節 千葉県による確認等

（千葉県による説明要求及び建設現場立会い）

第23条 千葉県は、本件建設工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は千葉県の要請があった場合には速やかにかかる報告を行わなければならない。

- 2 千葉県は、建設期間前及び建設期間中、随時、事業者に対して質問をし、本件建設工事について説明を求めることができる。事業者は、千葉県からかかる質問又は説明要求を受領した後14日以内に、千葉県に対して回答を行わなければならない。
- 3 千葉県は、建設期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件建設工事に立ち会うことができる。
- 4 事業者は、建設期間中、事業者が実施する新設施設の検査又は試験のうち施設の性能に及ぼす影響の大きなものについて、千葉県に対し事前に書面にて通知するものとし、千葉県は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。なお、立ち会いにかかる費用は、千葉県が負担する。
- 5 千葉県は、前4項の報告要請、質問、説明要求又は立会いの結果、建設状況が設計図書、本契約、入札説明書等又は提案書の内容及び水準に適合していないことが判明した場合、事業者による報告、説明又は千葉県による立会いの後14日以内に当該箇所及び

その内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

- 6 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに逸脱を是正し、千葉県の確認を得なければならない。ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該逸脱が千葉県の指示に従ったことによる等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら千葉県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する。
- 8 千葉県は、第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づいて事業者から報告・説明を受けたこと、第 3 項若しくは第 4 項の規定に基づいて本件建設工事若しくは検査・試験に立ち会ったこと、事業者に対して第 5 項の是正の通知を行ったこと、又は第 6 項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、新設施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（工事の一時中止）

第24条 千葉県は、必要と認めた場合には、事業者に対して中止の内容及び理由を記載した書面を交付して、本件建設工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、事業者が本件建設工事の続行に備え工事現場を維持するための費用若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件建設工事の施工の一時中止及びその続行に起因して事業者が増加費用が発生し、若しくは損害を被ったときは、以下の定めに従う。

- (1) 一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその合理的な増加費用及び損害を負担する。
- (2) 一時中止が千葉県の責めに帰すべき事由による場合は、千葉県が合理的な増加費用及び損害を負担する。ただし、千葉県の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合には、当該額は千葉県が負担すべき額から控除する。
- (3) 一時中止が不可抗力による場合は、別紙 5 の定めに従う。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。
- (4) 一時中止が法令変更による場合は、法令変更の内容に応じて別紙 6 による。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、本件建設工事の施工の一時中止に起因して維持管理・運営の開始が遅れたことによる増加費用及び損害の負担については、第 46 条の規定による。
- 4 本条の規定に基づいて、工事の施工が一時中止されたとき、千葉県又は事業者は、第 25 条第 1 項の規定に基づいて建設期間及び必要に応じて維持管理・運営期間の変更を請求することができる。

第3節 建設期間の変更

(建設期間の変更)

第25条 千葉県又は事業者が建設期間の変更を請求した場合、千葉県と事業者は当該変更の当否並びに事業者にかかる増加費用及びその他の損害の費用負担について協議しなければならない。14 日以内に協議が整わない場合は、千葉県が合理的な建設期間を定め、事業者はこれに従わなければならない。

- 2 千葉県及び事業者は、前項の規定により建設期間を変更したときには、必要と認められる場合、別紙 1 に示す維持管理・運営開始予定日を変更しなければならない。
- 3 第 1 項の協議に基づいて建設期間を変更したことに起因して事業者が増加費用が発生し、若しくは損害を被ったときは、次の定めに従うものとする。
 - (1) 建設期間の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がその合理的な増加費用及び損害を負担する。なお、第 14 条第 2 項又は第 23 条第 5 項の規定に従い千葉県が事業者に対して本件建設工事に係る設計又は本件建設工事につき是正の要求を通知したことに伴い建設期間を変更した場合も、事業者の責めに帰すべき事由に含まれる。
 - (2) 建設期間の変更が千葉県の責めに帰すべき事由による場合は、千葉県が合理的な増加費用及び損害を負担する。ただし、千葉県の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合には、当該額は千葉県が負担すべき額から控除する。
 - (3) 建設期間の変更が不可抗力による場合は、別紙 5 のとおりの負担とする。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。
 - (4) 建設期間の変更が法令変更による場合は、法令変更の内容に応じて別紙 6 のとおりの負担とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、建設期間の変更に起因して維持管理・運営の開始が遅れたことによる増加費用及び損害の負担については、第 46 条の規定による。

第4節 損害等の発生

(設計・建設期間中に第三者に生じた損害)

第26条 事業者は、新設施設の設計及び建設（第 11 条に基づく整備のための調査の実施を含む。以下本条において同じ。）によって、第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害（第 3 項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）のうち千葉県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、千葉県が負担する。

- 2 新設施設の設計及び建設に伴い通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む）、水質汚染、悪臭、電波障害、交通渋滞等の理由により第三者に生じさせた損害については、事業者がこれを負担するものと

する。

- 3 事業者は、建設期間中、第三者に及ぼした損害を賠償するため、千葉県の事前の確認を受けた上で別紙 3 に定める第三者賠償責任保険に加入し、又は、構成員会社若しくは協力会社（第 20 条第 1 項に基づいて、事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者）をして、当該保険に加入させるものとする。事業者は、その保険証券の写しを千葉県に提出する。

（新設施設の整備について事業者が生じた損害等）

第27条 不可抗力により、新設施設の設計及び建設について事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 5 のとおりの負担とする。ただし、事業用地における、契約当初に合理的に予測できなかった土壌汚染、又は地中障害物により生じた合理的な増加費用及び損害は千葉県の負担とする。かかる場合、事業者は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設期間中、火災により新設施設について生じた増加費用及び損害は事業者の負担とし、事業者は当該増加費用及び損害を補償するため火災保険若しくは建設工事保険に加入し、又は、構成員会社若しくは協力会社（第 20 条第 1 項に基づいて、事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者）をして、当該保険に加入させるものとする。

- 3 法令変更により、新設施設の設計及び建設について事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 6 のとおりの負担とする。

- 4 前 2 項において、不可抗力又は法令変更に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

第5章 既存施設に付属する設備の更新等

（既存施設に付属する設備の更新等）

第28条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体工事工程表に基づき、自らの責任と費用において、別紙 1 に示された期間内に既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事を行い、整備された更新施設を千葉県に引き渡し、その所有権を千葉県に移転するものとする。

（設計及び建設に係る規定の準用）

第29条 第 11 条から第 16 条、第 18 条から第 27 条の規定は、前条の工事に準用する。

第6章 新設施設及び更新施設の完工及び引渡し

第1節 新設施設の完工

（事業者による完成検査等）

第30条 事業者は、自らの責任と費用において、新設施設の完成検査及び機器の試運転を行

う。

- 2 事業者は、千葉県に対して、事業者が前項の完成検査及び試運転を行う 7 日前までに、当該完成検査及び試運転を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
- 3 千葉県は、完成検査及び試運転への立会いを求めることができる。ただし、千葉県は、完成検査及び試運転への立会の実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 4 事業者は、完成検査及び試運転における新設施設の性能が充足されているか否かの検査方法について千葉県と協議し、これに基づいて検査する。
- 5 事業者は、試運転において、①（仮称）江戸川浄水場の現実の汚泥で含水率を○%以下（事業者の提案による含水率）にできる能力があるか、②返送水等の濁度が 30 度以下であるか、③その他の本契約、入札説明書等、提案書及び維持管理・運営仕様書で示された性能が備えられているか、確認するものとする。
- 6 事業者は、完成検査及び試運転を完了した後、速やかに千葉県に対して完成届を提出する。
- 7 前項の完成届には、完成検査及び試運転の結果報告書、関連するデータ、次条第 1 項に基づく全体施設の運営に必要な法令の許認可書及び検査済証並びに第 31 条第 2 項に基づく維持管理・運営人員の研修完了証を添付しなければならない。

（許認可取得及びこれに伴う検査の完了並びに維持管理・運営体制の確保）

第31条 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第37号）に基づく廃棄物処理施設設置許可、廃棄物処理業許可その他の全体施設の運営に必要な一切の許認可を取得し、これに伴う検査を完了しなければならない。

- 2 事業者は、全体施設の維持管理・運営を行う者に対し当該業務の遂行に必要な研修を実施する等によって、全体施設の維持管理・運営体制を確保しなければならない。

（千葉県による新設施設の完工確認）

第32条 千葉県は、第 30 条第 6 項に規定する完成届を受領したときには、受領の日から 14 日以内に新設施設の完工確認のための検査を実施するものとする。

- 2 千葉県は、前項の検査において、①事業者、工事請負人及び工事監理者の立会いの下で、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書及び設計図書に適合していることを施工記録簿及び試運転結果報告書により確認するとともに、②事業者及び維持管理・運営受託者の立会いの下で、本契約、入札説明書等、提案書及び維持管理・運営仕様書に規定された維持管理・運営体制が充足されていることを研修実施結果報告書により確認するものとする。
- 3 事業者は、第 1 項の検査において、機器・器具等の取扱いに関して千葉県に説明する。
- 4 前 3 項のほか、検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、千葉県が定める。
- 5 千葉県は、検査の結果、新設施設が本契約、入札説明書等、提案書又は設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、または、維持管理・運営体制が本契約、入札説明書等、提案書又は維持管理・運営仕様書に規定された体制を満たしていないことが判

明した場合、検査の後 14 日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

- 6 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正し、千葉県の確認を得なければならない。ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見が合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該箇所が千葉県の指示に従ったことにより生じた等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不適當であることを知りながら千葉県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する。
- 8 第 6 項の規定に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正の完了の通知の受領を第 1 項の完成届の受領とみなして、前 7 項の規定を適用する。ただし、第 1 項に定める期間の定めは適用せず、千葉県は是正完了の通知の受領の後、速やかに完工確認のための検査を実施するものとする。
- 9 事業者は、第 1 項の検査の後 14 日以内に千葉県から第 5 項の通知がない場合は、第 33 条第 1 項の完工確認通知書の交付がなされたものとみなして、別紙 4 に定める竣工図書を千葉県に提出した上で、第 34 条の引渡し・所有権移転手続きに入ることができる。
- 10 千葉県は、第 2 項の規定に基づいて確認を行ったこと、第 3 項の規定に基づいて事業者から説明を受けたこと、事業者に対して第 5 項の是正の通知を行ったこと、又は第 6 項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、新設施設の建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（千葉県による完工確認通知書の交付）

第33条 千葉県は、前条の検査を完了し、かつ、事業者が別紙 4 に定める竣工図書を千葉県に提出した場合、事業者に対して速やかに完工確認通知書を交付する。

- 2 千葉県による完工確認通知書の交付を理由として、千葉県は本件事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第2節 新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転

（事業者による引渡し及び所有権の移転）

第34条 事業者は、完工確認通知書の受領の後、別紙 1 に定める引渡し・所有権移転予定日において、別紙 7 の様式による目的物引渡書及びオペレーションマニュアルを千葉県に交付して新設施設を引き渡し、その所有権を千葉県に移転するものとする。

- 2 事業者は、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を千葉県に移転するものとする。
- 3 新設施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件建設工事の委託又は請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

（瑕疵担保）

第35条 千葉県は、新設施設に瑕疵があるときは、以下に定める条件のもとで、事業者に対

して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに合理的な損害の賠償を請求することができる。

- (1) 千葉県による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内（ただし、機器・設備については1年以内）に行わなければならない。ただし、新設施設（機器・設備を含む）が瑕疵により滅失又は毀損したときは、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内で、かつ、その滅失又は毀損の日から1年以内に行わなければならない。
- (2) 千葉県は、第32条に規定する完工確認の際に、新設施設に瑕疵があることを知った場合には、前号の規定にかかわらず、直ちに、事業者書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、新設施設の瑕疵が、千葉県の事業者への指示に従ったことによる等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合は、適用しない。ただし、事業者がその指示が不適当であることを知りながら千葉県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。
- 3 事業者は、工事請負人等をして、千葉県に対し本条の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償をなすことについて保証させるべく、必要な措置をとるものとする。

第3節 既存施設に付属する設備の更新等

（既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事への準用）

第36条 第30条から第35条までの規定は、既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事に準用する。

第7章 脱水設備等の撤去等

（既存脱水設備等の撤去等）

第37条 事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体工事工程表に基づき、自らの責任と費用において、別紙1に示された期間内に既存の脱水設備等の撤去等を完了する。

（撤去等工事計画）

第38条 事業者は、全体工事工程表に定められた日程に従って、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、撤去等工事計画書を作成し、千葉県に提出する。また、事業者は千葉県に提出した撤去工事計画書に変更が生じた場合は速やかに千葉県にこれを再提出する。

- 2 事業者は、全体工事工程表に定められた日程に従って、詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し千葉県に提出する。また、事業者は千葉県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は、速やかに千葉県にこれを再提出する。
- 3 撤去の方法その他の本件撤去工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 4 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、千葉県の要求があった際には速やかに開示する。

(撤去完了確認)

第39条 事業者は、撤去が完了した場合、直ちに千葉県に通知する。

- 2 千葉県は、前項の通知を受領した場合、受領の日から 14 日以内に撤去完了確認のための検査を実施する。
- 3 千葉県は、前項の検査において、事業者及び工事請負人の立会いの下、本契約、入札説明書等及び提案書に従って撤去が完了していることを施工記録簿等により確認する。
- 4 前 3 項のほか、検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、千葉県が定める。
- 5 千葉県は、検査の結果、本契約、入札説明書等又は提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、検査の後 14 日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。
- 6 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、当該箇所が千葉県の指示に従ったことにより生じた等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながらこれを千葉県に異議を述べなかった場合を除く。）は、是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する。
- 8 第 6 項の規定に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正の完了の通知を第 1 項の通知とみなして、前 7 項の規定を適用する。ただし、第 2 項に掲げる期間の定めは適用せず、千葉県は是正完了の通知の受領の後、速やかに撤去完了確認を実施するものとする。
- 9 事業者は、第 2 項の検査の後 14 日以内に千葉県から第 5 項の通知がない場合は、別紙 4 に定める書類を県に提出した上で、第 40 条第 1 項の撤去完了確認通知書の交付がなされたものとみなすことができる。
- 10 千葉県は、第 3 項の規定に基づいて確認を行ったこと、事業者に対して第 5 項の是正の通知を行ったこと、又は第 6 項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、既存施設の解体等について何らの責任を負担するものではない。

(千葉県による撤去完了確認通知書の交付)

第40条 千葉県は、前条の検査を完了し、かつ、事業者が別紙 4 に定める書類を千葉県に提出した場合、事業者に対して速やかに撤去完了確認通知書を交付する。

- 2 千葉県による撤去完了確認通知書の交付を理由として、千葉県は既存の脱水設備等の撤去の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(建設等に係る規定の準用)

第41条 第 20 条から第 27 条、第 30 条から第 35 条の規定は、撤去等に準用する。

第8章 全体施設の維持管理・運営

第1節 総則

(全体施設の維持管理・運営)

第42条 事業者は、維持管理・運営期間中、本契約、入札説明書等、提案書、維持管理・運営仕様書、及び各年度の維持管理・運営業務計画書に基づき、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務を行う。

2 千葉県は、維持管理・運営開始予定日の 90 日前までに、事業者に対し、既存施設の維持管理・運営に必要な資料（設計図面、オペレーションマニュアルを含む。）を提供するものとする。

(維持管理・運営仕様書)

第43条 事業者は、維持管理・運営開始予定日の 30 日前までに、維持管理・運営仕様書（前期分）を作成し、千葉県に提出し、千葉県から確認の通知を受けなければならない。

2 千葉県は、維持管理・運営仕様書が本契約、入札説明書等又は提案書に定める水準を満たしていないと認めた場合、維持管理・運営仕様書の受領後 14 日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して通知することができる。

3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を是正しなければならない。ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。

4 前項に基づいて事業者が是正を行った場合は、是正された維持管理・運営仕様書の提出を第 1 項の維持管理・運営仕様書の提出とみなして、前 3 項の規定を適用する。ただし、第 2 項に掲げる期間の定めは適用せず、千葉県は是正された維持管理・運営仕様書の受領の後、速やかに検討を実施するものとする。

5 事業者は、維持管理・運営仕様書の提出後 14 日以内に千葉県から第 2 項の通知がない場合は、第 1 項の確認の通知がなされたものとみなすことができる。

6 千葉県は、第 1 項の規定に基づいて維持管理・運営仕様書を受領し確認の通知を行ったこと、事業者に対して第 2 項の是正の通知を行ったこと、又は第 3 項の規定に基づいて事業者の意見を合理的と認めたことを理由として、維持管理・運営の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

7 維持管理・運営仕様書は、千葉県又は事業者が請求し、その変更に伴い事業者に生ずる費用の増減及び損害の見積り、その他本件事業の実施に与える影響の検討結果を踏まえて、双方が協議の上合意したときに限り、その内容を変更することができる。

8 千葉県の請求により維持管理・運営仕様書を変更した場合において、これに起因して、事業者の維持管理・運営に係る費用が増減し、又は事業者が損害を被る場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 維持管理・運営に係る費用が減少する場合

千葉県は、サービス購入料のうち維持管理・運営に係る対価を減少させることができる。

(2) 維持管理・運営に係る費用が増加し、又は損害を被る場合

千葉県は、サービス購入料のうち維持管理・運営に係る対価を増加させるものとする。
ただし、千葉県が、千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越える仕様変更を求めた場合に限る。

- 9 事業者は、後期の開始予定日の30日前までに、本契約、入札説明書等及び提案書に基づき、業務範囲、実施方法、実施体制、緊急連絡体制等を明確にした維持管理・運営仕様書（後期分）を作成し、千葉県に提出し、確認を受けるものとする。
- 10 第2項から第8項までの規定は、維持管理・運営仕様書（後期分）の作成に準用する。

（維持管理・運営業務計画書）

第44条 事業者は、維持管理・運営業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前までに千葉県に提出し、協議の上確認を受けなければならない。

- 2 維持管理・運営業務計画書は、千葉県又は事業者が請求し双方が合意したときに限り、その内容を変更することができる。この場合、千葉県の請求により、千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越えて維持管理・運営業務計画書を変更する場合で、維持管理・運営に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときは、千葉県はその合理的な増加費用及び損害を負担する。

（維持管理・運営期間中の第三者の使用）

第45条 事業者は、維持管理・運営業務の全部又は一部を、構成員会社又は協力会社に委託し又は請け負わせることができる。事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者へ委託し又は請け負わせようとするときは、委託又は請負の作業開始の30日前までに、かかる第三者の商号、住所その他千葉県が求める事項を記載した書面を千葉県に提出し、かつ、千葉県から承認の通知を受けなければならない。千葉県は、合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

- 2 事業者は、前項の書面提出後14日以内に千葉県から前項の通知がない場合は、千葉県が承認したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、維持管理業務又は運営業務の委託を受け又は請け負った者（以下、「維持管理・運営受託者」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託し又は請け負わせるときに準用する。
- 4 千葉県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。なお、事業者は、産業廃棄物の運搬又は再生利用の委託に際して委託先から送付を受けた廃棄物管理票の写しを事業期間中保管するものとし、千葉県の要求があれば速やかに開示するものとする。
- 5 維持管理・運営受託者及び当該受託者からの再受託者又は下請人（以下、総称して「維持管理・運営受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、維持管理・運営受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 維持管理・運営受託者等に係る何らかの紛争等に起因して維持管理・運営業務に支障が生じた場合において、千葉県又は事業者が負担することとなる合理的な増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(維持管理・運営開始の遅延又は繰り上げ)

第46条 事業者は、前期の維持管理・運営の開始の遅延が見込まれる場合には、前期の維持管理・運営開始予定日の 30 日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画（速やかな維持管理・運営の開始に向けての対策及び新たな日程の見通しを含む。）を千葉県に通知しなければならない。ただし、新設施設の整備につき第 32 条第 6 項による是正を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。

2 前期の維持管理・運営開始予定日までに全体施設の維持管理・運営を開始できなかった場合、かかる遅延により生じた増加費用及び損害の負担については次のとおりとする。

(1) 千葉県の責めに帰すべき事由により遅延した場合、千葉県は、その遅延により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由（第 14 条第 2 項又は第 23 条第 5 項に従い千葉県が事業者に対して本件建設工事に係る設計又は本件建設工事につき是正を要求したことにより維持管理・運営の開始が遅延した場合も、事業者の責めに帰すべき事由に含まれるものとする。）により遅延した場合、事業者は、遅延した日数に応じ、本件建設工事費等相当額につき年 8.25%の割合で計算した違約金を千葉県に支払う。なお、本号の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、千葉県が維持管理・運営の開始の遅延により被った合理的な損害のうち、違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(3) 不可抗力により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 5 のとおりの負担とする。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

(4) 法令変更により遅延した場合、その遅延により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 6 のとおりの負担とする。ただし、法令変更に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

3 前 2 項の規定は、後期の維持管理・運営開始の遅延に準用する。

4 千葉県は、180 日前に事業者に通知することによって、別紙 1 に定められた後期の維持管理・運営開始予定日を変更することができる。これに伴って、維持管理・運営に係る事業者の費用が増加又は減少するときには、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 維持管理・運営に係る費用が減少する場合

千葉県は、事業者と協議の上、サービス購入料のうち維持管理・運営に係る費用減少分相当の対価を減少させるものとする。

(2) 維持管理・運営に係る費用が増加する場合

千葉県は、事業者と協議の上、サービス購入料のうち維持管理・運営に係る費用増加分相当の対価を増加させるものとする。

(維持管理・運営に伴う近隣対策)

第47条 事業者は、自己の責任と費用において、維持管理・運営業務に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、千葉県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

2 千葉県は、第1項の近隣対策の実施のために必要な協力を行うものとする。

第2節 全体施設の維持管理・運営

(全体施設の修繕及び機器の更新)

第48条 事業者は、全体施設の修繕及び機器の更新を、維持管理・運営仕様書及び維持管理・運営業務計画書に基づき自己の責任及び費用において実施する。ただし、千葉県の責めに帰すべき事由により修繕又は更新を行った場合、千葉県はこれに要した合理的な費用を負担する。

2 機器の更新により新たに取得された機器の所有権は千葉県に帰属するものとする。

3 第35条の規定は、前項の新たに取得された機器の瑕疵に準用する。

4 事業者は、施設又は機器が毀損した場合その他維持管理・運営仕様書及び維持管理・運営業務計画書に記載のない修繕又は更新を行う必要が生じた場合、速やかに千葉県にその内容、方法及び千葉県の求める事項を通知して千葉県の事前の承認を得るものとする。千葉県がこれを承認した場合は、事業者は、自己の責任と費用において、当該修繕又は更新を実施するものとする。ただし、①当該修繕又は更新が千葉県の責めに帰すべき事由によるものであるとき、②既存施設の主体構造部であるコンクリート部分の欠陥に起因して、その修繕又は更新が必要となったときは、これにより事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する。

5 前項の規定にかかわらず、直ちに修繕又は更新を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合においては、事業者は千葉県の事前の承認なく当該修繕又は更新を行うことができる。この場合、事業者は、修繕又は更新の後速やかに千葉県に対しその内容等必要な事項を報告するものとする。

6 事業者が、修繕又は更新を行った場合、事業者は必要に応じて当該修繕又は更新の内容を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を千葉県に提出しなければならない。

(汚泥の受け入れ)

第49条 千葉県は、維持管理・運営期間において、要求水準書の排水処理業務に記載されたとおりに汚泥を送泥するものとし、事業者は、千葉県より送泥される汚泥を排泥池に受け入れるものとする。

2 事業者が維持管理する排泥池への送泥は、千葉県の費用と責任で行うものとする。

3 千葉県と事業者は、送泥計画に基づく送泥及び汚泥の受け入れについて、本件事業が円滑に実施できるよう、調整を図るものとする。

（上澄水の返送）

第50条 事業者は、維持管理・運営期間中において、上澄水を返送水管により新設沈砂池へ送水するものとする。ただし、千葉県が指示があるときは、事業者は坂川に上澄水を放流することとする。

- 2 事業者は、返送水等については、常に、別紙 8 に記載の条件を充足させなければならない。

（発生土の再生利用）

第51条 事業者は、脱水処理により発生する発生土について、千葉県が承諾した場合を除き、すべて再生利用しなければならない。

（健康診断の実施）

第52条 事業者は、全体施設において維持管理・運営業務に従事している者（事業者の従業員であるか否かを問わない。）について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の定めるところに従い、定期及び臨時の健康診断を実施しなければならない。なお、事業者は実施結果を速やかに千葉県に報告するものとする。

第3節 損害等の発生

（維持管理・運営期間中に第三者に及ぼした損害）

第53条 事業者は、全体施設の維持管理・運営業務によって、第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害（事業者の提案による保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）のうち千葉県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、千葉県が負担する。

- 2 全体施設の維持管理・運営業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む）、水質汚染、悪臭、電波障害等の理由により第三者に生じさせた損害については、事業者がこれを負担するものとする。

（維持管理・運営業務について事業者が生じた損害等）

第54条 不可抗力により、全体施設の維持管理・運営業務について事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 5 のとおりの負担とする。

- 2 法令変更により、維持管理・運営業務について事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙 6 のとおりの負担とする。
- 3 前 2 項において、不可抗力又は法令変更に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

第4節 千葉県によるモニタリング

(業務報告書等の提出)

第55条 事業者は、維持管理・運営業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、保管するとともに、千葉県が要求した場合は速やかにこれを閲覧させるものとする。

- 2 業務日報には発生土の再生利用状況を記載するとともに、これを証明するに足る書面を添付することとする。
- 3 事業者は、毎月、当該月に係る維持管理・運営業務に係る業務報告書を作成し、翌月の7日までに千葉県に提出する。
- 4 事業者は、四半期毎に、当該四半期に係る維持管理・運営業務に係る四半期報告書を作成し、各四半期末の翌月の7日までに、千葉県に提出する。
- 5 事業者は、毎年度、当該事業年度に係る維持管理・運営業務に係る業務年報を作成し、各事業年度末日から1ヶ月以内に、千葉県に提出する。
- 6 本条の業務報告書等に記載されるべき具体的な項目及び内容は、維持管理・運営仕様書の内容を基に、千葉県と事業者の協議を経て決定するものとする。

(モニタリングの実施)

第56条 千葉県は、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務に関し、全体施設が利用可能であること並びに本契約、入札説明書等、提案書、維持管理・運営仕様書、当該年度の維持管理・運営業務計画書に示された業務の水準及び内容（以下、「要求水準」という。）を満たしたサービスが提供されていることを確認するため、次の方法によりモニタリングを実施できるものとする。

(1) 業務報告書等の確認

千葉県は、前条に基づいて、事業者が千葉県に提出した業務報告書等を確認する。

(2) 現場検査

千葉県は、3ヶ月に一度、及び必要に応じて随時、全体施設における現場検査を行うものとする。

(3) その他の方法

千葉県は、上記各号に定める方法の他、必要と認めるときは、随時、任意の方法によりモニタリングを実施するものとする。

2 事業者は、前項に規定するモニタリングの実施について、千葉県に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 第1項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の状況が、要求水準を満たしていないこと（以下、「業務不履行」という。）が判明した場合の手続（ただし、第58条に基づくサービス購入料の減額又は支払い停止の手続を除く。）は以下のとおりとする。

(1) 千葉県は、事業者に改善措置をとることを勧告し、通告から5日以内に改善の方法及び期日を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を提出することを求めることができる。改善計画書の内容については千葉県との協議を経て千葉県の承認を得ることを要する。

(2) 千葉県が改善期日以後のモニタリングの結果、業務不履行が解消されていないと判断した場合、千葉県は、再度、事業者に対して改善措置の勧告から改善計画書の提

出まで前号と同様の手続を行う。

- (3) 前 2 号の手続が行われたにもかかわらず、それ以後のモニタリングの結果、なお業務不履行の解消が認められない場合、千葉県は、次の措置をとることができる。ただし、千葉県は、事前に事業者と協議しなくてはならない。
- ① 事業者が本件事業の全部又は一部を自ら実施している場合には、事業者に通知の上、千葉県が指定する第三者に本件事業の全部又は一部を行なわせ、その費用を事業者の負担とする。
 - ② 事業者が本件事業の全部又は一部を維持管理・運営受託者に委託又は請け負わせている場合には、事業者に通知の上、事業者が指定する第三者に本件事業の全部又は一部を委託又は請け負わせ、その費用を事業者の負担とする。
- (4) 前号の手続が行われたにもかかわらず、それ以後のモニタリングの結果、なお業務不履行の解消が認められない場合、千葉県は、次のいずれかの措置をとることができる。ただし、千葉県は、事前に事業者及び事業者に融資する金融機関と協議しなくてはならない。
- ① 事業者をしてその本契約上の地位を千葉県が指定する第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその株式を千葉県が承認する第三者へ譲渡させる。
 - ② 事業者に通知の上、本契約を解除する。
- 4 千葉県は、本条の手続きの実施を理由として、本件事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第5節 サービス購入料の支払

(サービス購入料の支払)

- 第57条 千葉県は、事業者の遂行する業務に関し、毎年度各四半期に 1 回、かかるサービス提供の対価として別紙 9 に規定される方法で算定された金額を、同記載の支払方法で、事業者に対して支払うものとする。
- 2 千葉県は、前項に定めるサービス購入料の金額について、別紙 10 に規定される方法に基づき改定を行うものとする。

(サービス購入料の減額・支払い停止)

- 第58条 第 56 条に基づくモニタリングによって、事業者による維持管理・運営業務について業務不履行が存在することが判明した場合、千葉県は別紙 11 に定める手続に基づいてサービス購入料を減額又はその支払いを停止できるものとする。

(サービス購入料の返還)

- 第59条 第 55 条に基づいて事業者が作成する業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、千葉県に対して、当該虚偽記載がなければ減額又は支払いを停止し得たサービス購入料及びこれに係る消費税相当額に相当する額を返還しなければならない。
- 2 事業者は、前項の場合において、当該金額に係る千葉県の支払い日から事業者の返還

日までの日数に応じ、当該金額について年 8.25%の率で計算した利息を千葉県に支払わなければならない。

(権利の処分についての千葉県の承認)

第60条 事業者は、千葉県に対するサービス購入料請求権又はその他本契約に基づき若しくは本件事業に関し千葉県に対して有することとなる一切の権利について、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、担保権等の設定その他の処分を行うときは、予めその具体的内容を明らかにし、事前にその契約書案を千葉県に提出した上で、千葉県の書面による承認を得なければならない。千葉県は、次項記載の条件が充足されている場合は、合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しないものとする。

2 千葉県は次の条件を付して前項の承認を与えるものとする。この場合、金融機関その他の第三者は以下の条件を承認するものとする。

(1) 千葉県は、本契約に基づきサービス購入料を減額・支払い停止できる。

(2) 千葉県が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額をサービス購入料から控除できる。

第9章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第61条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、平成 39 年 9 月 30 日をもって終了する。

第2節 契約終了に際しての処置

(維持管理・運営に必要な資料の提出)

第62条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、千葉県に対し、設計図書及び完成図書その他本件工事、修繕及び機器の更新（機器更新履歴・修繕履歴を含む。）に係る書類（ただし、契約終了時点で既に千葉県に提出しているものを除く。また、本契約が新施設又は更新施設の引渡し・所有権移転前に終了した場合、事業者が終了時点で既に作成を完了しているものに限る。）、維持管理・運営業務のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 千葉県は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件事業の引継ぎに必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）する権利を有するものとし、事業者は、千葉県によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 事業者は、第 1 項の規定に基づき千葉県に提供する資料が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその合理的な損害の賠償を行い、又は必要な

措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(施設の状態の検査)

第63条 新設施設の引渡し・所有権移転後に本契約が終了したとき、事業者は、その終了事由のいかんにかかわらず、本契約終了の 14 日前までに全体施設の状態について千葉県検査を受け、確認の通知を受けなければならない。

- 2 千葉県は、検査の結果、事業者の責めに帰すべき事由による損傷が見られたときは、検査の後 14 日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して通知することができる。
- 3 事業者は、前項の通知を受けた場合、自己の負担において速やかに当該箇所を修補し再度千葉県の検査を受けるか、又は、修補に要する費用を負担する。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該損傷が千葉県の指示に従ったことにより生じた等、千葉県の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら千葉県に異議を述べなかった場合を除く。）は、修補に係る事業者の合理的な増加費用は千葉県が負担する。
- 5 事業者は、第 1 項の検査の後 14 日以内に千葉県から第 2 項の通知がない場合は、全体施設について第 1 項の確認の通知がなされたものとみなすことができる。
- 6 千葉県は、最終回のサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払を、第 3 項の規定による検査、又は修補費用の支払いの確認後に行うことができる（ただし、前項に基づいて、第 1 項の検査終了後 14 日以内に千葉県から第 2 項の通知がないため、第 1 項の確認の通知がなされたものとみなす場合を除く）。

(物件等の処置)

第64条 事業者は、本契約が終了したときは、その終了事由のいかんにかかわらず、事業用地内における事業者が所有又は管理する建設・業務機械器具その他の物件（設計受託者等、工事請負人等、又は維持管理・運営受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）を撤去し、保管する発生土はすべて搬出しなければならない。

- 2 事業者が、前項の場合において、正当な理由なく、相当の期間内に撤去しないときは、千葉県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、千葉県の処置について異議を申し出ないものとし、また、千葉県の処置に要した費用を負担するものとする。

第3節 事業者の債務不履行による契約終了

(事業者の債務不履行による契約終了)

第65条 次の各号に掲げる事由が生じた場合は、千葉県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本件事業の遂行を放棄し、30 日間以上に渡りその状態が継続したとき。

- (2) 事業者（事業者から再生利用を委託された者を含む。）が、発生土を不法に投棄し又は千葉県の承認を得ず埋立てを行ったとき。ただし、かかる事業者に責めに帰すべき事由が存在しないことが判明した場合を除く。
 - (3) 事業者に係る破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算の手続開始又はこれに類する手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (4) 事業者の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難であると合理的に判断されるとき。
 - (5) 事業者が千葉県に提出する書類に虚偽記載を行ったとき。
 - (6) 事業者が、本契約の目的を達することができないと認められる重大な違反をなし、千葉県による相当期間を定めた催告後も是正がなされないとき。
 - (7) 本契約が事業者の責めに帰すべき事由により履行不能となったとき。
- 2 前項の場合において、その事由の発生が新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転前であるときは、第 66 条第 2 項ないし第 6 項の規定を準用し、その事由の発生が新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転後であるときは、第 67 条第 2 項ないし第 4 項の規定を準用する。

（引渡し・所有権移転前の解除）

第66条 新設施設の引渡し・所有権移転前において、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、千葉県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、全体工事工程表に定められた工事開始日から 60 日経過しても本件建設工事に着手せず、千葉県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から千葉県に対して合理的説明がなされないとき。
 - (2) 別紙 1 に定める新設施設の引渡し・所有権移転予定日後、相当の期間内に引渡し・所有権移転ができる見込みが明らかに存在しないと千葉県が認めたとき。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合は、以下の定めに従う。
- (1) 新設施設の出来形部分があるときは、千葉県はこれを検査の上、当該検査に合格した部分を買受けることができる。千葉県は、これを買受けない場合には、事業者の費用負担により、出来形部分の撤去及び事業用地の原状回復を求めることができる。
 - (2) 新設施設の出来形部分がないときは、千葉県は、事業者の費用負担により、事業用地の原状回復を求めることができる。
 - (3) 千葉県は、第 1 号の出来形部分の買受け金額及びこれに係る消費税相当額の支払い債務と第 4 項の違約金支払請求権及び第 6 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、契約終了後の支払い時点までの金利相当分を含め、一括又は分割払い（ただし、分割払いの場合においては、契約締結当初のサービス購入料の支払い期間を最長とする。）により、事業者に支払うものとする。
- 3 前項の規定に基づいて、千葉県が出来形部分の撤去及び事業用地の原状回復を事業者に求めた場合、事業者が相当の期間が経過した後も撤去を行わないときは、千葉県は、

事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託することができるものとする。
この場合、事業者は、撤去のために要した費用を補償しなければならない。

- 4 第 1 項各号の事由に該当する場合、事業者は、千葉県に対して、本件建設工事費等相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。
- 5 第 78 条の規定に基づいて、契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保証が差し入れられ、又は、履行保証保険が付保されている場合、千葉県は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって前項の債権に充当することができる。
- 6 第 4 項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、千葉県が第 1 項の事由の発生により被った合理的な損害のうち、前項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(引渡し・所有権移転後の解除)

第67条 新設施設の引渡し・所有権移転後において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合、千葉県は、事業者に対して書面により通知をした上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- (1) 第 56 条第 3 項第 4 号に定める事由が発生した場合
 - (2) 全体施設の維持管理・運営が別紙 1 に定める全体施設の維持管理・運営業務開始に係る日より 30 日経過しても開始されない場合
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除された場合、千葉県は、新設施設の所有権を保持し、更新施設の出来形部分があるときは、これを検査の上、検査に合格した部分を買受けることができる。この場合、千葉県は、下記の(1)及び(2)の支払い債務及びこれに係る消費税相当額と次項の違約金支払請求権及び第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺し、なお残額があるときは、契約終了後の支払い時点までの金利相当分を含め、一括又は分割払い（ただし、分割払いの場合においては、契約締結当初のサービス購入料の支払い期間を最長とする。）により、事業者を支払うものとする。
- (1) サービス購入料のうち、整備等業務に係る対価
ただし、支払い方法は、工事の種類に応じて、以下のとおりとし、かつ、契約終了時点で支払い済みの部分を除く。
 - ①新設施設の設計及び建設については、本件新設施設建設工事費相当額及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。
 - ②既存施設に付属する設備の更新等については、本件更新工事費等相当額のうち、千葉県が検査の上、検査に合格したものとして買受けた出来形部分に係る対価及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。
 - ③既存の脱水設備等の撤去については、本件撤去工事費等相当額のうち、契約終了時点までに履行された部分に係る対価及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。
 - (2) サービス購入料のうち、契約終了時点までに発生した維持管理・運営業務に係る対価（契約終了時において支払い済みの部分を除く。）

- 3 第 1 項各号の事由に該当する場合、事業者は、千葉県に対して、当該事由に該当するに至った日の属する事業年度のサービス購入料のうち、維持管理・運営業務に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額の 20%に相当する金額を違約金として支払うものとする。
- 4 前項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、千葉県が第 1 項各号の事由の発生により被った合理的な損害のうち、前項の違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

第4節 千葉県の事由による契約終了

(千葉県の公益上の事由による契約終了)

第68条 千葉県は、本件事業の実施の必要がなくなった場合又は全体施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に事業者へ通知の上、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき、本契約が解除された場合、千葉県及び事業者は次の定めに従う。

(1) 新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転前の解除の場合

- ① 新設施設の出来形部分があるときは、千葉県は以下の措置をとる。

(a) 千葉県は、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買受けるものとし、その買受け金額及びこれに係る消費税相当額の支払い債務については、契約終了後の支払い時点までの金利相当分を含め、一括又は分割払い（ただし、分割払いの場合においては、契約締結当初のサービス購入料の支払い期間を最長とする。）により、事業者へ支払うものとする。

(b) (a)の措置を講じた上で、千葉県は、自らの費用負担により、事業者へ出来形部分の撤去及び事業用地の原状回復を求めることができる。

- ② 新設施設の出来形部分がないときは、千葉県は、自ら費用を負担し、事業用地の原状回復を求めることができる。

(2) 新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転後の解除の場合

千葉県は、新設施設の所有権を保持し、更新施設の出来形部分があるときは、これを検査の上、当該検査に合格した部分を買受けるものとする。このとき、千葉県は、下記の①及び②の支払い債務及びこれに係る消費税相当額について、契約終了後の支払い時点までの金利相当分を含め、一括又は分割払い（ただし、分割払いの場合においては、契約締結当初のサービス購入料の支払い期間を最長とする。）により、事業者へ支払うものとする。

- ① サービス購入料のうち整備等業務に係る対価

ただし、支払い方法は、工事の種類に応じて、以下のとおりとし、かつ、契約終了時点で支払い済みの部分を除く。

(a) 新設施設の設計及び建設については、本件新設施設建設工事費相当額及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。

(b) 既存施設に付属する設備の更新等については、本件更新工事費等相当額のうち、千葉県が検査の上、検査に合格したものとして買受けた出来形部分に係る対価

及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。

(c)既存の脱水設備等の撤去については、本件撤去工事費等相当額のうち、契約終了時点までに履行された部分に係る対価及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分。

②サービス購入料のうち契約終了時点までに発生した維持管理・運営業務に係る対価（契約終了時点で支払い済みの部分を除く。）

- 3 前項第 1 号の規定に基づいて、千葉県が出来形部分の撤去及び事業用地の原状回復を求めた場合、事業者が相当の期間の経過後も撤去を行わないときは、千葉県は、事業者による撤去に代えて、第三者に対して撤去を委託することができるものとする。なお、そのための費用は千葉県が負担するものとする。
- 4 千葉県は、第 1 項の規定に基づく本契約の終了により事業者が被った合理的な損害のうち、第 2 項の規定に基づく支払いでは回復されない損害があるときは、これを賠償しなければならない。

（千葉県の債務不履行による契約終了）

第69条 事業者は、千葉県が本契約の重要な義務に違反し、かつ、事業者の書面による通知の後、60 日以内に当該違反が是正されない場合、千葉県に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。

（保全義務）

第70条 第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 74 条第 1 項、又は第 77 条第 1 項の規定に基づいて、新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転前に本契約が解除されたときは、事業者は、解除の通知がなされた日から出来形部分の引渡し・所有権移転及び業務の引継ぎ完了の日まで、自らの責任と費用において、出来形部分の維持保全のための措置をとらなければならない。

（出来形部分の所有権の移転）

第71条 事業者は、第 65 条第 2 項、第 66 条第 2 項、第 67 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 69 条第 2 項、第 74 条第 2 項又は第 77 条第 2 項に基づき出来形部分の所有権を移転する場合は、担保権その他の制限物権等の負担のない完全な所有権を千葉県に移転しなければならない。

第10章 法令変更

（法令変更への対応）

第72条 千葉県又は事業者は、法令が変更されたことにより、本件事業の一部または全部を履行できないことが合理的に明白になったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 通知を行った者は、前項の場合において、通知を発した日以降、本契約等に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、千葉県及び事業者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 事業者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合、千葉県は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス購入料から減額することができる。

(協議)

第73条 千葉県又は事業者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内に合意が成立しない場合は、千葉県が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続するものとする。この場合に事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、法令変更の内容に応じて別紙6によるものとする。

(法令変更による契約の終了)

第74条 前条の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、千葉県が本件事業の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、千葉県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 2 第68条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。
- 3 千葉県又は事業者は、第1項の規定に基づき本契約が解除されたことによって事業者に生じた合理的な増加費用及び損害については別紙6のと通りの負担とするものとする。

第11章 不可抗力

(不可抗力への対応)

第75条 千葉県又は事業者は、不可抗力により本件事業の一部または全部を履行できないことが合理的に明白になったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 千葉県は、前項の場合において、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を事業者に通知する。

- 3 第 1 項に規定する場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力により影響を受ける範囲において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、千葉県及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 4 事業者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、千葉県は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス購入料から減額することができる。

(協議)

- 第76条 千葉県又は事業者は、相手方から前条第 1 項の通知を受領した場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 180 日以内に合意が成立しない場合は、千葉県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続するものとする。この場合に事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、不可抗力の発生時期に応じて別紙 5 によるものとする。
- 2 前項において、不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。

(不可抗力による契約の終了)

- 第77条 前条の規定にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、千葉県が本件事業の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、千葉県は、事業者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができる。
- 2 第 68 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づき本契約が解除された場合に準用する。
 - 3 千葉県又は事業者は、第 1 項の規定に基づき本契約が解除されたことによって事業者が生じた合理的な増加費用及び損害については別紙 5 のとおりの負担とするものとする。

第12章 保証

(保証)

- 第78条 事業者は、本件建設工事費等相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10%に相当する金額以上の契約保証金を本契約の締結時に納付する。ただし、事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金に代わる担保となる有価証券等、又は千葉県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証を差し入れることができる。
- 2 事業者が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、千葉県は、事業者が千葉県が確実と認める内容の履行保証保険を付保することをもってこれを認めることができる。

- 3 前項の場合において、事業者が付保する履行保証保険は、建設期間中において、本件建設工事費等相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の10%に相当する金額以上の額を保険金額とし、千葉県を被保険者とする。（事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、本契約に基づき千葉県が事業者に対して有する一切の債権を被担保債権とする第一順位の質権を千葉県のために設定することを条件とする。）
- 4 事業者は、本契約の締結時までに保険契約を締結し、その保険証券の写しを千葉県に提出する。

第13章 その他

（公租公課の負担）

第79条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて事業者が負担するものとする。千葉県は、事業者に対してサービス購入料及びこれに係る消費税相当額を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。

（契約上の地位等の処分）

第80条 事業者は、千葉県の事前の承認なしに、本契約上の地位又は義務について第三者に対して譲渡、担保権等の設定その他の処分をしてはならない。ただし、千葉県は合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

（新株の第三者割り当て）

- 第81条 事業者は、株主以外の第三者に対して株式、新株予約権、又は、新株予約権付社債を発行するときは、事前に千葉県の承認を得るものとし、また、かかる場合、それらの発行を受ける者が事業者の株式を取得する際には、その者をして、千葉県に対して速やかに別紙12の様式及び内容の保証書を提出させるものとする。
- 2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、応募企業又は応募グループの構成員企業が事業者の総株主の議決権の過半数を保持するよう新株、新株予約権、又は、新株予約権付社債の発行を行うものとする。

（事業者の合併・解散に対する制約）

- 第82条 事業者は、千葉県の事前の承認なしに、他の法人と合併してはならない。
- 2 事業者は、第63条第1項に規定する施設検査の確認通知を受けた日又は発生土の再生利用が完了する日のいずれか遅い日まで解散することはできない。ただし、千葉県が事前に承認した場合はこの限りではない。

（工業所有権）

第83条 事業者は、本件事業において特許権その他工業所有権の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任と費用においてそれを使用するものとする。ただし、千葉県

がその使用を指定した場合で、事業者が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、千葉県は、事業者がその使用に関して要した合理的な増加費用及び損害を負担するものとする。

(財務書類の提出)

第84条 事業者は、契約期間の終了に至るまで、毎年、各事業年度の最終日以前に翌年度事業計画書を、各事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に商法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の財務書類等（商法第 281 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）、公認会計士又は監査法人による監査報告書（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 2 条による計算書類等の監査に基づく報告書）及びキャッシュフロー計算書を、それぞれ千葉県に提出しなければならない。

2 千葉県は前項に規定する各書類を公開することができる。

(秘密保持)

第85条 千葉県及び事業者は、本件事業において知り得た相手方の秘密及び本件事業に関して知り得た個人情報、自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等法令上の守秘義務を負う者、株主、事業者に対して融資を行う金融機関、設計受託者等、工事請負人等、若しくは維持管理・運営受託者等以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 千葉県又は事業者が、本件事業において知り得た相手方の秘密及び本件事業に関して知り得た個人情報を第三者に開示する場合には、その者に前項の規定と同様の守秘義務を負わせるための必要な措置を講じるものとする。

3 前 2 項の秘密保持義務の対象となる秘密には、本件事業において知り得る前に既に知っていたもの及び公知であったもの、本件事業において知り得た後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、正当な権利を有する機関から開示を要求されたもの、及び法令に基づいて開示されたものは含まない。

(事業者の兼業禁止)

第86条 事業者は、本契約に定められた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、千葉県の事前の承認を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第87条 千葉県又は事業者が本契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合には、未払い額につき遅延日数に応じ年 8.25%の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

(準拠法)

第88条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(請求、通知等の様式その他)

第89条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承認、解除及び解約は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して千葉県と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して千葉県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 6 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法の定めるところによるものとする。

(解釈)

第90条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定にかかる疑義が生じた場合、必要の都度、千葉県及び事業者は誠実に協議して定める。

- 2 本契約に定めがない場合、提案書及びその他の公表文書（入札説明書等、事業契約書（案）に対する意見回答、実施方針）に基づき解釈する。
- 3 前項に示した文書に相違がある場合、本契約、提案書、入札説明書等、事業契約書（案）に対する意見回答、実施方針の順に規定が優先するものとする。ただし、提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が入札説明書等の規定に優先する。

(関係者協議会)

第91条 千葉県及び事業者は、本契約に基づき協議すべき事項及びその他本件事業の設計、建設、維持管理、運営に関する必要事項について協議する機関として、関係者協議会を設置することができる。

- 2 設置要綱は千葉県及び事業者が協議して定める。

(管轄裁判所)

第92条 本契約に係る紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙1 事業日程（第 4 条、第 25 条第 2 項、第 28 条、第 34 条第 1 項、第 37 条、及び第 46 条第 4 項関係）

本件事業の事業日程は、以下のとおりとする。ただし、下記の日程はいずれも予定日であり、事業期間中にこれを変更する場合には、新しい日程をその都度千葉県及び事業者が書面で確認するものとする。

表 A-1 事業日程

新設施設の設計及び建設	平成 17 年 3 月〇〇日～ 平成 19 年 9 月 30 日
新設施設の引渡し・所有権移転	平成 19 年 9 月 30 日
新設施設の維持管理・運営業務開始	平成 19 年 10 月 1 日
既存の脱水設備等の撤去	平成 19 年 10 月 1 日～ 平成 20 年 9 月 30 日
既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事	平成 19 年 10 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日
送泥条件の変更	平成 29 年 10 月 1 日
全体施設の維持管理・運営業務終了	平成 39 年 9 月 30 日

別紙2 設計に係る提出書類（第 1 条第 32 号及び第 14 条第 1 項関係）

事業者が、千葉県に提出する設計図書の種類及び部数は、以下のとおりとする。

1 基本設計図書：各 2 部

- (1) 建築計画
- (2) 構造計画
- (3) 電気設備計画
- (4) 機器設備計画
- (5) 給排水衛生設備計画
- (6) 空調設備計画

2 実施設計図書：各 2 部

- (1) 設計図
- (2) 工事費内訳書
- (3) 数量調書
- (4) 構造計算書
- (5) 什器備品リスト
- (6) 什器備品カタログ

別紙3 事業者等が付保する保険（第 26 条第 3 項関係）

事業者等が付保する保険の種類及び内容は、以下のとおりとする。

- 1 新施設の整備、既存施設に付属する設備の更新等、及び既存の脱水設備等の撤去等に係る第三者賠償責任保険

事業者、又は事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者は、建設期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入するものとする。

表 A-2 保険の条件

保険契約者		事業者、又は工事請負人（事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者）
被保険者		事業者及び全ての工事請負人等（本件工事を請け負った者の全て。下請け人を含む。）
保険期間		（各工事の期間にあわせる）
てん補 限度額	対人	1 名：1 億円、1 事故：10 億円
	対物	1 事故：1 億円
免責事項		0 円

※なお、維持管理・運営期間中の火災保険については、千葉県が付保することを予定している。

別紙4 竣工時及び撤去完了時の提出書類（第 1 条 27 号、第 32 条第 9 項、第 33 条第 1 項及び第 40 条関係）

事業者が、竣工時及び撤去完了時に千葉県に提出する書類・図書等の種類及び部数は、以下のとおりとする。

1 竣工時

- (1) 工事完了届：2 部
- (2) 工事記録写真：1 部
- (3) 竣工図（建築）：一式（製本図 1 部、原図 1 部及び MO 等）
- (4) 竣工図（電気設備）：一式（製本図 1 部、原図 1 部及び MO 等）
- (5) 竣工図（機械設備）：一式（製本図 1 部、原図 1 部及び MO 等）
- (6) 竣工図（衛生設備）：一式（製本図 1 部、原図 1 部及び MO 等）
- (7) 竣工図（什器備品配置表）：一式（製本図 1 部、原図 1 部及び MO 等）
- (8) 什器備品リスト：2 部
- (9) 什器備品カタログ：2 部
- (10) 竣工調書：2 部
- (11) 工写真：1 部
- (12) 工事精算図書：1 部
- (13) 建築確認申請図書（写し）：1 部
- (14) その他各種官公庁申請図書（写し）：1 部

2 撤去完了時

- (1) 工事完了届：2 部
- (2) 工事記録写真：1 部
- (3) 工事精算図書：1 部
- (4) マニフェスト票の写、内容集計表：1 部

別紙5 不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第 15 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 27 条第 1 項、第 46 条第 2 項、第 54 条第 1 項、第 76 条第 1 項及び第 76 条第 77 条第 3 項関係）

不可抗力による合理的な追加費用及び損害の負担は、以下のとおりとする。

	事業者	千葉県
設計・建設期間	合理的な増加費用及び損害額のうち、本件建設工事費等相当額の 1%までの部分（※ 1）	合理的な増加費用及び増加額のうち、本件建設工事費等相当額の 1%を超える部分
維持管理・運営期間	合理的な増加費用及び損害額のうち、当該事業年度の維持管理・運営費相当額及び発生土の再生利用業務費相当額の合計額の 1%までの部分（※ 2）	合理的な増加費用及び損害額のうち、当該事業年度の維持管理・運営費相当額及び発生土の再生利用業務費相当額の合計額の 1%を超える部分

※ 1 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な追加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち本件建設工事費等相当額の 1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については千葉県が負担するものとする。ただし、事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことに起因する損害については、事業者が負担するものとする。

※ 2 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な追加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち当該事業年度の維持管理・運営費相当額及び発生土の再生利用業務費相当額の合計額の 1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については千葉県が負担するものとする。
（同一事業年度内に生じた追加費用及び損害のみが累積対象となる。）ただし、事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことに起因する損害については、事業者が負担するものとする。

別紙6 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担（第 15 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 27 条第 3 項、第 46 条、第 54 条第 2 項、第 73 条及び第 74 条第 3 項関係）

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害の負担は、以下のとおりとする。

(1) 千葉県に生じた追加費用及び損害

千葉県が全額負担する。

(2) 事業者が生じた追加費用及び損害

事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には千葉県が負担するものとし、それ以外の法令変更については、事業者が全額負担するものとする。

①本事業に直接関係する法令変更

②消費税に関する法令変更

③法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

千葉県が負担する場合において、1 回の法令変更に係る事業者の増加費用及び損害額が 1 年間 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。また、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて事業者が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

なお、「本件事業に直接関係する法令」とは、特に本件事業及び本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、事業者の事業の費用に影響があるものを意味する。

別紙7 目的物引渡書（第 34 条第 1 項関係）

目 的 物 引 渡 書

平成 年 月 日

千葉県
千葉県水道局長 ○○ ○○ 様

事業者 住 所
名 称
代表者

事業者は、以下の物件を、（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業契約第 34 条第 1 項の規定に基づき、引き渡します。

事 業 名		（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
引 渡 場 所		千葉県松戸市下矢切地先
引 渡 物 件		
引渡年月日		
立 会 人	千葉県水道局	
	事 業 者	

〔事業者名称〕 殿

上記年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

千葉県
千葉県水道局長

別紙8 返送水等の条件（第 50 条第 2 項関係）

返送水等の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 返送する上澄水の濁度は 30 度以下とすること。
- (2) 特に、返送水等の中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。
- (3) 返送する上澄水の水質が浄水処理に支障を与える場合、千葉県と協議すること。
- (4) 返送水等には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。

別紙9 サービス購入料について（第 57 条関係）

千葉県は、本件事業に係るサービスの対価（以下、「サービス購入料」という。）に消費税相当額を加算した金額を、維持管理・運営期間において支払う。サービス購入料の内容は、次のとおりである。

1 サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は次表のとおりとする。

表 A-4 サービス購入料の構成要素

種 類		構成要素	含まれる費用
I	排水処理施設整備等の費用に係る対価	①新施設建設工事費	工事費（設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に係る初期投資と認められる費用、これに係る金利相当分、開業費、及び公租公課
		②既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費	工事費（設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に係る投資と認められる費用、これに係る金利相当分、及び公租公課
		③既存の脱水設備等の撤去費	工事費（設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料等、これに係る金利相当分、及び公租公課
II	排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価	①維持管理費	維持管理費用（維持管理業務には、清掃、保守管理の他、修繕及び機器更新を含む）及び維持管理業務に係る公租公課
		②運営費（発生土の再生利用業務を除く）に係る費用	運営費用（運営業務には、施設の運転及び上澄水の返送業務を含む）及び運営業務に係る公租公課
III	発生土の再生利用業務費に係る対価	①搬出・運搬費	発生土の搬出・運搬に要する費用及びこれに係る公租公課
		②再生利用費	発生土の再生利用に要する費用及びこれに係る公租公課
		③管理費	発生土の保管に要する費用及びこれに係る公租公課

なお、Ⅰには、工事費（設計・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に係る初期投資と認められる費用、これに係る金利相当分、開業費を含むものとする。また、Ⅰ～Ⅲの全ての対価には、事業者が支払う公租公課も含むものとする。

2 支払方法

千葉県は、サービス購入料に消費税相当額を加算した金額を事業者に支払う。

（なお、消費税相当額は、サービス購入料のうち金利相当分を除く額に係る消費税及び地方消費税相当額とする。）

(1) 支払時期

千葉県は、四半期毎のモニタリング結果を踏まえ、排水処理施設の維持管理・運営期間において、次表のとおり年 4 回に分けてサービス購入料を事業者に支払うものとする。

表 A-5 支払い時期

	支払対象期間	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	7 月 31 日
第 2 四半期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	10 月 31 日
第 3 四半期	10 月 1 日～12 月 31 日	1 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	4 月 30 日

支払い回数は、第 1 回から最終回まで合計 80 回（年 4 回×20 年）とする。第 1 回の支払いは平成 20 年 1 月末日、第 80 回の支払いは平成 39 年 10 月末日を予定する。事業者は、各四半期終了後、速やかに千葉県に対して当該期間分のサービス購入料の支払請求書を提出する。サービス購入料の支払期限は、各四半期最終月の翌月の末日までとする。当該日が銀行営業日でない場合は、翌営業日とする。ただし、請求書に不備がある場合は、この限りでない。

(2) 各費用の支払方法

各費用の支払い方法は、以下のとおりとする。

ア 排水処理施設の整備等の費用に係る対価

(7) 新施設建設工事費に係る対価

新施設整備に要する費用に係る対価については、千葉県は維持管理・運営業務開始から事業終了まで（平成 19 年 10 月～平成 39 年 9 月）の 20 年間に渡り、元利均等払いで支払う。

(イ) 既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価

既存施設の更新に要する費用に係る対価については、千葉県は既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事の完了から事業終了まで（平成21年10月～平成39年9月）の18年間に渡り、元利均等払いで支払う。

(ウ) 既存の脱水設備等の撤去費に係る対価

既存の脱水設備等の撤去に要する費用に係る対価については、千葉県は既存の脱水設備等の撤去工事の完了から事業終了まで（平成20年10月～平成39年9月）の19年間に渡り、元利均等払いで支払う。

イ 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価

(7) 維持管理に係る対価

排水処理施設の維持管理に係るサービス購入料は、入札時の提案書に記載された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、維持管理・運營業務開始から事業終了まで（平成19年10月～平成39年9月）の20年間に渡り、四半期ごとに支払う。

(イ) 運営（発生土の再生利用業務を除く）に係る対価

排水処理施設の運営（発生土の再生利用業務を除く）に係るサービス購入料は、入札時の提案書に基づき、維持管理・運營業務開始から事業終了まで（平成19年10月～平成39年9月）の20年間に渡り、四半期毎に定額（ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合）で支払う。

ウ 発生土の再生利用業務費に係る対価

(7) 搬出・運搬費

発生土の搬出・運搬に要する費用に係る対価は、再生利用が確認された発生土の再生利用量（保管されている発生土量はこれに含まない。）に応じて支払うものとする。再生利用された発生土の再生利用量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。搬出・運搬に要する費用に係る対価の単価は、入札時に提案された額とする（ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合）。なお、発生土の再生利用量は、固形物発生量（含水率0%換算）で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

$\text{搬出・運搬費単価 (円/t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$

(イ) 再生利用費

発生土の再生利用に要する費用に係る対価は、再生利用が確認された発生土の再生利用量（保管されている発生土量はこれに含まない。）に応じて支払うものとする。再生利用された発生土の量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。再生利用に要する費用に係る対価の単価は、入札時に提案された額とする。ただし、千葉県又は事業者の要請があった場合、5年ごとに

改定することができる。なお、発生土の再生利用量は、固形物発生量（含水率 0%換算）で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

$\text{再生利用費単価 (円/t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$
--

(ウ) 管理費

発生土の管理に要する費用に係る対価は、入札時の提案書に基づき、維持管理・運營業務開始から事業終了までの 20 年間（平成 19 年 10 月～平成 39 年 9 月）に渡り、四半期ごとに定額（ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合）で支払うものとする。

3 留意事項（サービス購入料の変更について）

千葉県は、第 57 条に基づいてサービス購入料の改定を行う。また、第 58 条に基づいて、サービス対価の減額を行う。上記 2 の支払い方法に関する規定は、これらの改定・減額を妨げるものではない。

別紙10 サービス購入料の改定について（第 57 条関係）

千葉県は、以下に従ってサービス購入料の改定を行うものとする。

1 改定の基本的な考え方

(1) 排水処理施設整備等の費用に係る対価

ア 建設期間中における物価変動については、サービス購入料の改定は行わない。

イ 維持管理・運営期間中における金利変動については、維持管理・運営期間の開始後 5 年ごと（1 年次、6 年次、11 年次、16 年次の計 4 回）に改定を行う。

(2) 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価

ア 事業期間中の送泥条件（第 49 条参照）の変更に合わせて、平成 29 年 10 月に改定する。なお、改定後の額は、入札時の提案書に基づくものとする。

イ 物価変動等を踏まえて毎年サービス購入料の改定を行う。

(3) 発生土の再生利用業務費に係る対価

物価変動等を踏まえて毎年サービス購入料の改定を行う。ただし、別紙 9 の 2(2)ウ(イ)の発生土の再生利用費に係る対価については、協議により妥当と認められた場合に限り、5 年毎に改定できるものとする。

2 改定方法

(1) 物価変動等に基づく改定

ア 対象となるサービス購入料

排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価、及び発生土の再生利用業務費に係る対価（ただし、別紙 9 の 2(2)ウ(イ)の発生土の再生利用に係る対価及び水道費、電気使用料を除く。）

イ 改定方法

入札時の提案による単年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、毎年度、表 A-6 に示す指標の対前年度の変動率を勘案して設定した改定率を乗じ、各年度 4 月 1 日以降のサービス購入料に反映させる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、千葉県と事業者で協議を行うものとする。なお、改定率は、下表のとおりとする。

表 A-6 改定率

構成	構成内容	使用する指標
排水処理施設の維持管理・運営費	①維持管理費	日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理
	②運営費	
発生土の再生利用業務費	①搬出・運搬費	
	②管理費	

(計算方法)

$$P_t = P_{ta} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{t0})$$

ただし、

P_t : t 年度の各業務のサービス購入料

P_{ta} : 入札時の提案書による t 年度の各業務のサービス購入料

$CSPI_{t-1}$: t-1 年度「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理

$CSPI_{t0}$: 平成 16 年度「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理

ウ 改定の周期

改定の周期は、1 年に 1 回とする。

(2) 公共料金の改定に基づく改定

ア 対象となるサービス購入料

排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価、及び発生土の再生利用業務費に係る対価のうち、水道費及び電気使用料

イ 改定方法

水道料金及び電気料金の改定後の単価に基づき、該当するサービス対価の単価見直しを行う。

ウ 改定の周期

電気料金は電気料金の改定の都度見直しを行い、水道料金は維持管理・運営期間の開始後 5 年ごと（1 年次、6 年次、11 年次、16 年次の計 4 回）に改定を行う。

(3) 金利変動に基づく改定

ア 対象となるサービス購入料

排水処理施設の整備等の費用に係る対価

イ 改定方法

a 改定の時期及び方法

サービス購入費の支払い方法は、次表の通りとする。

○新施設建設工事費に係る対価

支払期間	各支払期間中の支払総額
H19 年 10 月～ H24 年 9 月	【（元金の 4 分の 1 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 4 分の 3 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H24 年 10 月～ H29 年 9 月	【（元金の 4 分の 1 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 4 分の 2 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H29 年 10 月～ H34 年 9 月	【（元金の 4 分の 1 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 4 分の 1 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H34 年 10 月～ H39 年 9 月	【（元金の 4 分の 1 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】

○既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価

支払期間	各支払期間中の支払総額
H21 年 10 月～ H24 年 9 月	【（元金の 18 分の 3 の金額）を四半期ごと 3 年間（12 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 18 分の 15 の金額）×金利×3 年（四半期ごと 12 回均等払い）】
H24 年 10 月～ H29 年 9 月	【（元金の 18 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 18 分の 10 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H29 年 10 月～ H34 年 9 月	【（元金の 18 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 18 分の 5 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H34 年 10 月～ H39 年 9 月	【（元金の 18 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】

○既存の脱水設備等の撤去費に係る対価

支払期間	各支払期間中の支払総額
H20 年 10 月～ H24 年 9 月	【（元金の 19 分の 4 の金額）を四半期ごと 4 年間（16 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 19 分の 15 の金額）×金利×4 年（四半期ごと 16 回均等払い）】
H24 年 10 月～ H29 年 9 月	【（元金の 19 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 19 分の 10 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H29 年 10 月～ H34 年 9 月	【（元金の 19 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】 ＋【（元金の 19 分の 5 の金額）×金利×5 年（四半期ごと 20 回均等払い）】
H34 年 10 月～ H39 年 9 月	【（元金の 19 分の 5 の金額）を四半期ごと 5 年間（20 回）で元利均等返済する額】

b 調達金利

基準金利と入札時に提案されたスプレッドの合計とする。基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6 カ月 LIBOR ベース 5 年もの（ただし、既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価のはじめの 3 年については 3 年もの、既存の脱水設備等の撤去費に係る対価のはじめの 4 年については 4 年もの）（円－円）スワップレート仲値とする。なお、基準日は以下のとおりとする。

○新施設建設工事費に係る対価

支払期間	基準金利決定日
H19 年 10 月～H24 年 9 月	新施設の引渡し・所有権移転日の 2 銀行営業日前
H24 年 10 月～H29 年 9 月	平成 24 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H29 年 10 月～H34 年 9 月	平成 29 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H34 年 10 月～H39 年 9 月	平成 34 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前

○既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価

支払期間	基準金利決定日
H21 年 10 月～H24 年 9 月	平成 21 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H24 年 10 月～H29 年 9 月	平成 24 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H29 年 10 月～H34 年 9 月	平成 29 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H34 年 10 月～H39 年 9 月	平成 34 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前

○既存の脱水設備等の撤去費に係る対価

支払期間	基準金利決定日
H20 年 10 月～H24 年 9 月	平成 20 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H24 年 10 月～H29 年 9 月	平成 24 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H29 年 10 月～H34 年 9 月	平成 29 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前
H34 年 10 月～H39 年 9 月	平成 34 年 10 月 1 日の 2 銀行営業日前

(4) 送泥条件の変更に伴う改定

ア 対象となるサービス購入料

排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価

イ 改定方法

入札時の提案による単年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、表 A-6 に示す指標の対前年度の変動率を勘案して設定した改定率を乗じ、平成 29 年度 10 月以降のサービス購入料に反映させる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ウ 改定時期

別紙 1 に定める送泥条件の変更時

(5) 発生土の再生利用に係る対価の改定

ア 対象となるサービス購入料

発生土の再生利用業務費に係る対価のうち、別紙 9 の 2 (2)ウ(イ)の発生土の再生利用に係る対価

イ 改定方法

千葉県又は、事業者の要請があった場合、千葉県と事業者等で構成する関係者協議会にて協議する。単価の改定を要請する者が、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、改定が妥当であると認められた場合に限り、次年度より単価を改定するものとする。その際、千葉県及び事業者は、別添の変更契約書の様式に基づく変更契約を締結するものとする。

ウ 改定の周期

5 年に 1 回改定可能とする。

別添

変更契約書

平成○年○月○日付発注者（千葉県）と事業者●●●●との間に締結した（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業契約書（以下「事業契約書」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

事業契約書冒頭部分「5 契約金額」「（３）（２）のうち発生土再生利用業務に係る対価」の中の「イ 発生土再生利用費に係る対価」における「再生利用した発生土 1 トン当たり単価○○円」を「再生利用した発生土 1 トン当たり単価◆◆円」に改める。

上記契約の締結を証するため、本変更契約書を 2 通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成○年○月○日

千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号
発注者 千葉県
千葉県水道局長 ○○ ○○ 印

事業者
印

別紙11 サービス購入料の減額及び支払い停止について（第 58 条関係）

1 減額及び支払い停止の事由

千葉県は、第 56 条に基づくモニタリングの結果、下表の確認項目に係る維持管理・運営業務の状況が、本契約、入札説明書等、提案書、維持管理・運営仕様書又は当該年度の維持管理・運営業務計画書に示された業務の水準及び内容（要求水準）を満たしていないこと（業務不履行）が判明した場合は、サービス購入料の減額又は支払い停止を行うことができる。

表 A-7 確認項目

要求業務	確認項目
全体施設の維持管理・運営業務	①汚泥の排出停止措置期間
	②脱水設備の能力維持
上澄水の返送業務	③返送水等の濁度
発生土の再生利用業務	④発生土の再生利用

ただし、次の場合は、要求水準を満たしていないときでも減額、支払い停止、又は契約解除の対象としない。

- ・ 予め千葉県と協議の上で行う修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの
- ・ 明らかに千葉県の責めに帰すべき事由によるもの
- ・ 不可抗力又は法令変更によるもの（河川原水濁度が 2 日間に渡り、その平均が 240 度を超えた場合に、千葉県と事業者との協議によって、返送水等の濁度に係る要求水準を一時的に変更した場合であって、かつ、変更後の濁度が変更後の要求水準を満たす場合を含む）

2 減額及び支払い停止の対象

サービス購入料のうち、排水処理施設の維持管理・運営業務に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額（別紙 9 の 1 の表Ⅱ及びⅢの合計額）を対象に行うものとする。

3 減額及び支払い停止の方法

(1) 減額と支払い停止の考え方

当該四半期のモニタリングの結果は、翌月の 10 日までに事業者には通知される。モニタリングの結果、1 の表の①及び③について業務不履行が判明したときは、不履行の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、支払い期（四半期）ごとに集計した当

期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）の減額を行うことができる。また、1 の表の②及び④について、業務不履行が判明したときは、サービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）の支払いを停止することができる。

(2) 減額及び支払い停止の方法

ア 送泥停止措置及び返送水等の濁度に関わるもの

(7) 対象となる項目及び基準

- ・ 送泥停止措置……送泥停止時間
- ・ 返送水等の濁度……返送水等の濁度及び継続時間

(イ) 対象となるサービス購入料 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額（別紙 9 の 1 表Ⅱ及びⅢの合計額）

(ウ) ペナルティポイント

a 送泥停止措置時間

事業者が汚泥を受け入れることができなくなり、浄水場が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイント（PP）を課す。ただし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができない場合は送泥停止措置が継続しているものとみなす。

表 A-8 送泥停止措置時間に伴うペナルティポイント

停止措置時間※	ペナルティポイント
3 時間以上 6 時間未満	1 1
6 時間以上 12 時間未満	2 6
12 時間以上 24 時間未満	6 5
24 時間以上 48 時間未満	7 0
48 時間以上	8 1

※停止措置時間は、予定業務（運転）時間ではなく停止されてから再開するまでの継続した時間

b 返送水等の濁度

濁度 30 度以上の返送水等が 10 分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水等の濁度が 30 度以上に上昇してから 30 度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを 1 回のペナルティとし、1 回ごとにペナルティポイントを課すこととする。

表 A-9 継続時間別返送水等濁度のペナルティポイント

(単位：PP)

濁度 \ 時間	10 分以上 60 分未満	60 分以上 6 時間未満	6 時間以上
30度以上 80度未満	10	20	30
80度以上 200度未満	20	30	40
200度以上 500度未満	40	45	50
500度以上 1000度未満	50	55	61
1000度以上	60	65	71

(エ) 減額の方法

四半期中のペナルティポイント（上記 a、b）の合計を積上げて、次表に基づき当期サービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）から減額を行う。

表 A-10 ペナルティポイントと減額割合

累計ペナルティポイント	減額割合（1PPにつき減額されるサービス購入料の率）
11～15PP	0.20%
16～25PP	0.30%
26～40PP	0.40%
41～50PP	0.50%
51～60PP	0.60%
61～70PP	0.80%
71～80PP	1.20%
81PP 以上	全額

（注）1PP につき減額されるサービス購入料の率。

- ・四半期ごとの累計されたペナルティポイントが 10PP 以下の場合、サービス購入料の減額を行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- ・累計されたペナルティポイントが 11PP 以上の場合、当期サービス購入料から当期サービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。
- ・累計されたペナルティポイントが 81PP 以上に至った場合、当期のサービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）の全額を減額する。
- ・四半期ごとに累計されたペナルティポイントは清算され、翌期に繰り越されることはない。

イ 脱水設備の能力に関わるもの

モニタリングの結果、脱水設備の能力が入札説明書等で求めている能力を維持していないことが判明した場合、支払い停止の対象となる。

(7) 対象となる項目及び基準

- ・ 脱水設備の能力…計画汚泥量の全量を含水率○%以下（事業者の提案による含水率）の発生土にできる能力の維持

(イ) 対象となるサービス購入料 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額（別紙 9 の 1 表Ⅱ及びⅢの合計額）

(ウ) 支払い停止の流れ

- ・ モニタリングの結果、発生土の含水率を○%以下（事業者の提案による含水率）にできる能力を維持していないことが判明した場合、千葉県は改善を通告し、事業者は通告から 5 日以内に改善の方法及び期日を記し改善計画書を提出する。
- ・ 改善勧告後、改善期日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、改善期日を含む期のサービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）の全額を支払い停止とする。
- ・ 翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払い停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料と共に支払い停止分を支払う。
- ・ 翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払い停止は継続し、脱水設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払われない。
- ・ 支払い停止後、支払い停止が解除されサービス購入料が支払われるまでの間は、当該サービス購入料に係る遅延利息等は発生しない。

ウ 発生土の再生利用

千葉県による随時モニタリングにより発生土の 100%再生利用が行われず、不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋立てを行った事が判明した場合、「(ア)不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋立て」の手順に従って契約が解除される。ただし、最終処分場への埋立てについては、協議を踏まえた上で、緊急避難として最終処分場への埋立てがやむを得ないと千葉県により判断された場合はこの限りではない。その場合、「(イ)協議に基づく最終処分場への埋立て」に従って対応することができる。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋立て

- ・ 不法投棄が発覚、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋立てが発覚した場合は、サービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）全額の支払を即時停止する。
- ・ 事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除する。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなす。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋立て

- ・ 事業者は最終処分場への埋立てに関し、千葉県と事業期間を通じて 4 回まで協議することが可能である。
- ・ 最終処分場への埋立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを千葉県が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能である場合は最終処分場

への埋立てを認めない。ただし、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合はこの限りではない。

- ・最終処分場への埋立てが認められた場合、事業者は改善期間（埋立て開始日から最大 180 日まで）を明示した改善計画書を提出すること。
- ・最終処分場への埋立て費用（運搬費を含む。）は全額事業者の負担とする。
- ・埋立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続される。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とする。なお、改善予定日までに再び協議（当該協議は新たな協議回数に含まれる。）を行い、引き続き埋立てをする場合は、この限りでない。
- ・なお、協議のうえ、最終処分場への埋立てが認められない場合は、必ず再生利用を行わなければならない。

（ウ）発生土 100%再生利用の確認方法

業務日報及び業務報告書により発生土の発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先から受入れた発生土量を証明する書類との照合により確認を行う。発生土の発生から売却相手方又は再生利用依頼先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行う。

$$\text{発生土の発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入れ発生土の量} + \text{保管量}$$

別紙12 出資者保証書（第 81 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

千葉県

千葉県水道局長 ○○ ○○ 様

出 資 者 保 証 書

千葉県と〔 〕（以下、「事業者」という。）の間において、平成○○年○月○日付けで締結された（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、貴局に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、商法（明治 32 年法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 （1）本日時点における事業者の発行済株式総数は〔 〕株であること。
（2）当社らの保有する事業者の株式の総数は〔 〕株であり、そのうち〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社が、〔 〕株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対して、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、事前に、その旨を貴局に書面で通知し承認を得ること。この場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分に係る契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに貴局に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴局の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴局の事前の書面による承認を得て行うこと。

以 上

(住所)
[]会社 (代表者)
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印

(住所)
[]会社
代表取締役 印